

H 26 ~ 30 年度

Pref.
山梨

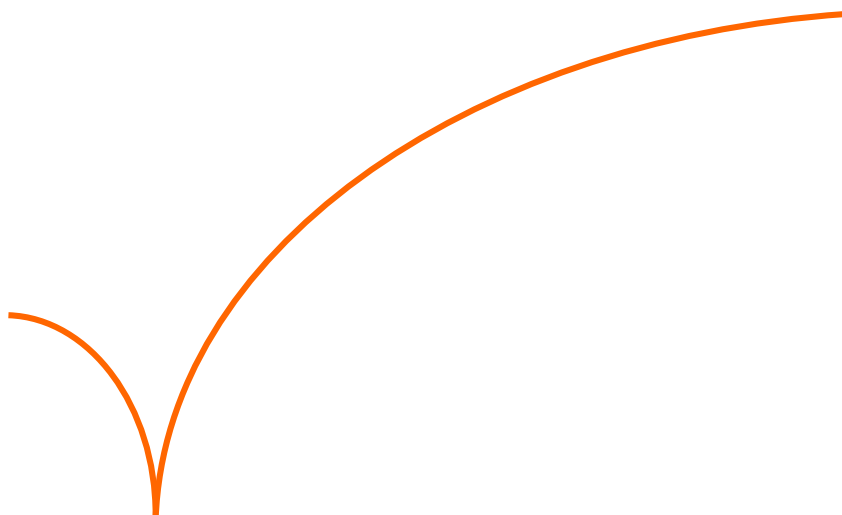
未来を拓く
「やまなし」
人づくり



New Plan for the Promotion of Education in Yamanashi

新 やまなしの教育振興プラン

山梨県教育委員会



はじめに

今日、少子化・高齢化の進行、グローバル化の進行、社会のつながりの希薄化、安全・安心に対する意識の高まり等、教育を取り巻く社会の状況は大きく変化しており、これからの社会を担う人材を育成する教育の果たす役割は、ますます大きくなっています。

国においては、教育基本法第17条第1項に基づき、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策等についての基本的な計画として「教育振興基本計画」が平成20年7月1日閣議決定されました。この第1期計画の成果と課題を踏まえ、平成25年6月14日、第2期計画が閣議決定されたところであります。

第2期計画は、今の我が国に求められているのは「自立・協働・創造に向けた一人一人の主体的な学び」であるとして、「教育こそが、人々の多様な個性・能力を開花させ人生を豊かにするとともに、社会全体の今後一層の発展を実現する基盤である」としています。

山梨県教育委員会では、平成21年2月に「やまなしの教育振興プラン」を策定し、基本理念「ふるさとを愛し、世界に通じる人づくり」の下に、計画の基本目標である「個性を生かし、生きる力をはぐくむ『やまなし』人づくり」「豊かで潤いがあり、明るく活力に満ちた『やまなし』社会づくり」を実現すべく、諸般の施策を推進して参りました。その結果、教育、スポーツ、文化などの各分野で着実な成果を上げてきたところですが、その一方で、新しい課題や今後とも重点的、継続的に取り組まなければならない課題も顕在化してきています。

このような状況を受け、山梨県教育委員会では、時代の要請に的確に応えながら、本県教育の一層の振興を図るため、平成26年度から30年度までの5年間を計画期間とする本県教育振興の基本計画である『新やまなしの教育振興プラン』を策定しました。

この計画では、「未来を拓く『やまなし』人づくり」の基本理念の下、「夢と希望に向かって自ら学び、考え、行動する『たくましい力』を育てる」と、「他者を思いやり、社会の絆を深める『しなやかな心』を育む」の2つを基本目標とし、これを実現するために、10の基本方針および目標となる指標を設定しました。

計画の推進に当たっては、国の教育振興基本計画において、「社会を生き抜く力の養成」など4つの基本的方向性を打ち出していること、また、その方向性を実現するための理念として「教育における多様性の尊重」「生涯学習社会の実現に向けた『縦』の接続」「各セクターの役割分担を踏まえた社会全体の『横』の連携・協働」などの考え方を示していることに留意して参りたいと考えております。

県民の皆様をはじめ、市町村、関係団体の方々には、本県教育の振興のため、より一層の御理解と御協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

終わりに、この計画の策定に当たりまして、多大な御協力と貴重な御意見を賜りました県民の皆様、「新やまなしの教育振興プラン（仮称）策定委員会」の各委員、その他関係各位に対し、深く感謝申し上げます。

平成26年2月

山梨県教育委員会

目次

はじめに

第1章 計画策定にあたって	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の性格	2
4 計画の期間	2
第2章 教育を取り巻く社会の状況	3
1 少子化・高齢化の進行	3
2 グローバル化の進行	4
3 知識基盤社会の到来	5
4 地球規模の課題	6
5 社会のつながりの希薄化	7
6 安全・安心に対する意識の高まり	8
7 山梨の「よさ」を再認識して	9
8 未来への希望	10
第3章 本県教育の現状と課題	11
1 学校教育の充実	11
2 家庭・地域・学校の連携	13
3 生涯学習の推進	14
4 スポーツの振興	15
5 文化の振興	16
第4章 本県教育の目指すべき方向	17
1 基本理念	17
2 基本目標	18
第5章 施策の体系	19

第6章 施策の具体的方向	21
基本方針1 世界に通じ、社会を生き抜く力を育成します	21
基本方針2 確かな学力と自立する力を育成します	26
基本方針3 豊かな心と自己実現を図る力を育成します	29
基本方針4 健康で豊かな生活を営むことができる「やまなしスポーツ」 を創出します	34
基本方針5 一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の充実に向けて 取り組みます	38
基本方針6 子どもたちが安全に安心して学ぶことができる教育環境づくり に取り組みます	41
基本方針7 すべての子どもたちが生き生きと学ぶことができる質の高い 魅力ある学校づくりの実現を目指します	44
基本方針8 家庭・地域・学校が連携した教育の実現に取り組みます	49
基本方針9 生涯にわたり学び続けることができる環境づくりの実現に 取り組みます	53
基本方針10 県民一人ひとりが豊かな人生を送るための文化芸術の振興 を進めます	55
第7章 進捗状況の点検及び見直し	58
1 進捗状況の点検及び計画の見直し	58
2 目標となる指標一覧	58
資料集	62
1 諮問・答申	62
2 策定委員会の審議経過	63
3 策定委員会委員名簿	64

第1章 計画策定にあたって

1 策定の趣旨

教育基本法の改正（平成18年12月）により、平成20年7月、国において教育振興基本計画が閣議決定されたことを受け、本県においては、平成21年2月、「やまなしの教育振興プラン」を策定し、平成21年度から25年度までの5年間、本県教育の諸課題に取り組んできました。

少子化・高齢化の進行、グローバル化の進行、知識基盤社会の到来、地球規模の課題、社会のつながりの希薄化、安全・安心に対する意識の高まり等、教育を取り巻く社会の状況は大きく変化しています。

こうした中、本県教育の一層の振興を図るために、社会の状況の変化を的確に見据えながら、新しい時代にふさわしい教育行政の在り方や施策の基本的方向を明確にすることが必要となっています。

このような考え方の下、新しい時代を拓く本県教育の進むべき方向とそれを実現するための基本的な施策を明らかにするため、この計画を策定しました。

2 計画の位置付け

この計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく、本県教育振興の基本計画です。

教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

3 計画の性格

この計画は、今後の本県教育を推進するための基本指針となるものであり、社会情勢の変化を踏まえ、教育の基本理念等を示すとともに、今後取り組むべき施策の方向等を明らかにするものです。

また、この計画は、市町村や教育団体に対しては、県と一体となった施策の推進を期待し、県民に対しては、本県教育の目標や進むべき基本的な方向を明らかにすることにより、その理解と協力、参画を求めるものです。

4 計画の期間

この計画の対象とする期間は、2014年度（平成26年度）を初年度とし、2018年度（平成30年度）を目標年度とする5年間とします。

第2章 教育を取り巻く社会の状況

1 少子化・高齢化の進行

世界に先んじて少子化・高齢化の急激な進行に直面している日本の人口は、2060年には2010年比約3割減の約9千万人まで減少し、そのうちの約4割が65歳以上の高齢者となることが予想されています。本県では、高齢化率が約25%と全国を上回っていることに加え、少子化や転出による社会減が追い打ちをかけていることにより、平成25年3月には、24年ぶりに県内人口が85万人を割り込んでいます。

急激な少子化・高齢化の進行により、生産年齢人口の減少、経済規模の縮小、税収の減少、社会保障費の拡大などが予想され、これらに係る負担をどのようにするか、いかにして持続可能で活力ある社会を構築するかということが課題となっています。

人口減少社会の到来は、それまでの右肩上がりの社会経済を前提とした社会システムの見直しを迫るとともに、物質的な豊かさを優先してきた社会の在り方、人の生き方に大きな問いを投げかけています。

これからの教育に求められること

少子化・高齢化が進行した人口減少社会にあっては、「多様性」ということが重視され、かけがえのない一人ひとりが多様な個性と能力を最大限に生かし、なおかつ共に助け合っていく社会の構築に向けた教育が求められます。そのために、まず、「自立」した個人の育成に向け、「生きる力」を子どもたち一人ひとりに確実に身に付けさせ、社会的自立の基礎を培う必要があります。

人口が減少する中で、活力ある社会を構築するためには、高齢者や女性、障害者などを含む全員参加型の社会が求められます。そのためには、生涯にわたって学び続けることが可能な社会づくり、安心して子どもを産み、楽しくやりがいをもって子育てができる環境が整った社会づくり、障害の有無を問わず誰もが住みやすい社会づくりに向けた教育を推進する必要があります。

これからの社会においては「自立」した個人が多様な価値観や文化的背景を有する他者と「協働」し、新たな価値を「創造」していくことが求められます。そのため、自らの価値観を相対化し他者を理解し受け入れる力、他者に何かを伝えようとする意欲、他者の表現に一生懸命耳を傾けようとする姿勢を育てることが大切です。

2 グローバル化の進行

グローバル化の進行に伴い、人・モノ・金・情報や様々な文化・価値観が国境を越えて流動化するなど、変化が激しく先行きが不透明な社会に移行しています。新興国の台頭による国際競争の激化、生産拠点の海外移転による産業空洞化など、日本を取り巻く経済環境は厳しさを増しており、日本の国際的な存在感の低下が懸念されています。

こうしたグローバル化による競争の激化は、国籍を問わない人材の活用、成果・能力重視の人事管理制度の導入など、かつてのような終身雇用・年功序列といった一律横並びの雇用慣行の変容をもたらしています。また、経済効率最優先の風潮や就職ミスマッチなどの問題を背景として、若年者の失業率・非正規雇用の割合が増加するなど、雇用情勢は厳しさを増しています。

本県においても、グローバル化の進行に伴い、外国人観光客は2010年度の約52万人から2012年には約77万人に増加しており、くだものやワインなどの海外市場への展開を目指した取組も行われています。その一方で、主力産業である機械電子産業が国際的な競争にさらされ、事業所の撤退や工場の閉鎖が相次ぐなど、大変厳しい状況になっています。

これからの教育に求められること

自らの国や地域の伝統・文化について理解を深め、これを尊重するとともに、他の国や地域の伝統・文化に敬意を払い、国際社会の一員としての意識を涵養することが重要です。その上で、日本がグローバル社会において存在感を示していくためには、グローバルに活躍する人材や、新たな価値を生み出すイノベーションの推進を担う人材、社会の各分野を牽引するリーダーの育成が不可欠となります。

グローバルな社会を生きる力として、キャリア教育の一層の推進を図り、社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる知識・能力や態度を身に付けさせるとともに、職業を通じて社会の一員としての役割、価値を自ら見出すことのできる子どもの育成を目指す必要があります。また、農業科、工業科、商業科などの職業教育を主とする専門学科においては、それぞれの分野に必要な実践力を身に付けるために、専門教育の一層の充実を図る必要があります。

グローバル化の進行は、それぞれの地域が相互に大きな影響を与え合う世界への変化を加速させ、政治、経済、産業、金融等の様々な面において、人々の考え方、価値観を大きく変えています。次代を担う子どもたちに、新しい社会の方向を模索するための確かな判断ができるような力を身に付けさせていくことが必要です。

3 知識基盤社会の到来

パソコンや携帯電話などのデジタル機器の普及や、地域社会へのブロードバンドサービスの拡大など、情報通信技術の発展は人々の生活や企業活動における利便性の向上をもたらしました。本県においても、情報ハイウェイの整備や通信事業者による超高速ブロードバンド基盤の整備、スマートフォン等の携帯情報端末の利用拡大など、情報化の進展が著しくなっています。こうした傾向は、グローバル化の進行とあいまって、予想を超えたスピードで社会の多様化を進めています。

現代社会は、工業化社会であるとともに情報化社会の性格を強め、ものを作ることが中心の社会から、人が知識や情報を活用し新たな価値を生み出す社会としての性格を強めつつあります。この知識基盤社会では、社会のあらゆる領域での活動の基盤として、新しい知識・情報・技術の獲得が重要になってきています。

知の量と質が鍵を握る知識基盤社会において、各自が生涯にわたって自己の能力と可能性を最大限に高め、様々な人々と協調・協働しつつ、自己実現と社会貢献を図るためには、多様な学習を主体的に行い、その学習成果を社会に生かしていくことが大切です。

これからの教育に求められること

情報化が進行する社会においては、個人情報流出やプライバシーの侵害、インターネット犯罪や有害情報など、情報モラルの問題をはじめとして、様々な課題への対応が必要となり、さらには情報管理の責任に対する意識を持つことも求められます。また、子どもたちを有害情報から守ることも必要です。

様々な知識を総合しながら問題を解決していく力の育成が求められます。学校での教科指導においては、基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、その知識・技能を活用する学習活動を充実させることを重視する必要があります。必要な知識を総合し問題を解決するためには、ある知識と別のある知識との間に存在するつながりに気付かなければなりません。その気付きは、その問題に対する興味や関心から生まれます。教科指導においては、まず興味や関心を抱かせることが大切です。

知識基盤社会においては、独創的な学術研究や科学技術の担い手となる人材を様々な分野で幅広く育てていくことが重要です。そのためには、知識をため込むだけでなく、積極的に使いこなす力を身に付けさせる必要があります。また、科学技術の成果が社会全体の隅々にまで活用されるようになっている今日、社会の一人ひとりの科学に対する基礎的素養の向上が求められます。

4 地球規模の課題

現在、世界は、環境問題、食料・エネルギー問題、民族・宗教紛争など様々な問題に直面しています。これらは正に地球規模の課題であり、かつてのような物質的な豊かさのみの追求という視点から脱却し、持続可能な社会の構築に向けて人類全体で取り組んでいくことが求められています。

持続可能な社会とは、現在世代において、経済の発展、食糧・エネルギー等の資源の確保、環境の保全などの調和を図ることにより、将来世代も生活できる社会のことです。このため、全ての人々が健康で文化的な生活を営むことを前提とした持続可能な社会への取組は、性別、人種等によって差別されず、また、資源の有限性や自然の回復力などを意識した節度あるものとしなければなりません。

本県では、持続可能な社会の形成に向けて、様々な取組が行われています。特に、エネルギー問題に関しては、「やまなしエネルギー地産地消推進戦略」において、概ね2050年頃までに、クリーンエネルギーの導入促進と省エネルギー対策を両輪に、県内の消費電力全てをクリーンエネルギー発電で賄う「エネルギーの地産地消」の実現を目指しています。

これからの教育に求められること

社会で起きていることを自分に関わる問題として考えられること、複雑な問題の構造を自分なりに整理し理解できることが必要です。単純なスローガンで社会を理解できると思わず、何かを判断するために自分で情報を集めたり吟味したりすること、誰にも正解がわからない問題について自分で考え自分なりの結論を出そうとすることが大切です。

現代的・社会的な課題の解決に日常生活や経済活動などの身近なところから取り組み、持続可能な社会の担い手となることが求められています。持続可能な社会の担い手を育むための教育は、国際理解、環境、多文化共生、人権、平和、防災等、個別分野に関する教育を「持続可能な開発」の観点から総合的につないでいくことが必要です。

持続可能な社会は、自然と人間、人間と人間の共生が大前提となります。自然の美しさに感動する感性や、自然と人間との調和を重視する行動様式は一層重要になり、大切に継承し、発展させていくべきです。また、世界中の人々や過去・未来の世代の人々、さらには自分の周りの環境との関係性の中で生きていることを認識し、持続可能な社会の構築に向けて積極的に行動しようとする意識を醸成する必要があります。

5 社会のつながりの希薄化

都市化・過疎化の進行、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化を背景として、地域社会等のつながりや支え合いの機能が低下していることが指摘されています。これにより、人々の孤立化が懸念されるとともに、我が国において培われてきた文化・規範の次世代への継承が困難となるおそれがあります。

人は、ある特定の社会や文化を背景にしながら、その安定した価値観の中で育つことによってはじめて人として力強く生きていける存在です。子どもは安定した信頼関係にある大人を身の回りに持つことによって、社会的ルールを身に付け、成長の途上で社会人となる様々な能力を開花させていきますが、こうした大人や社会とのつながりの希薄化により、規範意識の低下が教育上の大きな課題となっています。

本県は、地域社会のつながりが比較的強いといわれていますが、やまなしの教育に関するアンケート調査では、「地域での大人と子どもの関わりが以前より低下している」とする回答が46.4%でした。「以前より多くなっている」とする回答が8.5%であることと考え合わせると、地域社会での人々のつながりが希薄化しつつあると受けとめられていることがうかがえます。

これからの教育に求められること

人と人のつながりの回復に向けて、文化芸術やスポーツの果たす役割は大きいと言えます。文化芸術は、人が人らしく生きるための糧となり、人間相互の連帯感を生み出し、共に生きる社会の基盤を形成するものです。また、スポーツは、心身の健康の保持増進に重要な役割を果たすばかりでなく、人と人との交流、地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するなど、地域社会の再生を促すものです。

子どもたちの豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、他者への思いやりなどを育むため、道徳教育の推進が必要です。また、子どもは、習得した言葉によって日常生活の中で様々なことを考えたり感じたりしています。目の前にないものでも、言葉によって想像することができます。子どもの時からの読書や読み聞かせを様々な方策によって推進することが求められます。

地域社会における子どもたちの活動の場を確保し、乳幼児期からの遊びも含め、集団の中で様々な活動を経験させる必要があります。子どもたちは、家族や学校だけの生活では、人間関係が狭くなりがちです。開かれた学校づくり、地域住民の学校支援や地域活動への子どもの参加などを促進することが求められます。

6 安全・安心に対する意識の高まり

東日本大震災は、地震・津波だけでなく、原子力発電所の事故を伴う未曾有の大災害となり、生命・財産をはじめ、計り知れない被害をもたらしました。本県では、以前から、学校施設の耐震化など、東海地震への備えが進められていますが、さらに、南海トラフ巨大地震や富士山噴火なども懸念されており、改めて防災対策の推進が求められています。

自然災害ばかりでなく、人々の安全が脅かされる事件も全国的に多発しています。特に、子どもや女性、高齢者など、社会的に弱い立場にある人が被害者となる事件が後を絶ちません。犯罪の起きにくい社会づくり、子どもたちの人権がしっかりと擁護される社会づくり、誰にとっても安心して過ごせる社会づくりが望まれます。

閉じた集団の中における子どもたちの人間関係は不安定で、この不安定な人間関係を原因の一つとして、いじめ、不登校、暴力行為などの問題行動が依然として多くあります。子どもたちが好ましい人間関係の中で安定した学校生活を過ごすことができる環境の確保が望まれます。

これからの教育に求められること

地震などの自然災害の危険から子どもたちの安全・安心を確保することが必要です。学校施設は、子どもたちの学習・生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たしていきます。そのため、学校施設の耐震化など、防災機能の強化にさらに取り組む必要があります。

事件・事故の危険から子どもたちの安全・安心を守るため、通学路の安全確保、学校施設の整備などに取り組む必要があります。また、子どもたちが生涯にわたり自らの安全を確保することのできる基礎的な素養を育成していくことが求められており、主体的に行動する態度を育成する防災教育等の学校安全に関する教育や学校における組織的取組の推進、地域社会や家庭との連携の強化を図る必要があります。

子どもたちが安心して学校生活を過ごす中で、学業に励み、心身の健全な成長が促されるよう、活気のある学級集団づくりとともに、生徒指導や教育相談の充実が求められます。また、様々な人との交流や様々な体験活動を通じて、豊かな心、豊かな人間関係を築く機会を充実させることが大切です。いじめ、不登校、暴力行為など、子どもの問題行動等の改善に向けては、学校、家庭、地域社会や関係機関が連携した取組をさらに充実させる必要があります。

7 山梨の「よさ」を再認識して

山梨にはいろいろな「よさ」があります。これらの「よさ」を生かしながら子どもたちを育て、次世代に山梨の「よさ」を受け継いでいくことが必要です。

- ・太陽光や水、森林など、多様な自然エネルギー資源
- ・豊かな自然や、果樹、温泉等の多彩な観光資源
- ・ジュエリー、ワイン、織物等の特色ある地場産業
- ・高度なものづくり産業や最先端の研究開発拠点

本県の県民性は、勤勉でねばり強く頑張る性格と言われており、また、各地域における社会教育やボランティア活動、自治会活動などが活発であり、都会にはない、お互いが支え合う気性も強くあります。また、歴史的に見ると、新しい文化や技術に敏感に反応する「進取の精神」に富むと言われており、こうした県民性は、現在の閉塞感を打破し、本県の未来を拓く力になると期待されます。

平成25年6月には、本県のシンボルである富士山が世界文化遺産に登録され、また、近い将来、中部横断自動車道の開通、リニア中央新幹線の開業により、国内外との交流が活発となり、地域の活力が高まることが期待されています。

これからの教育に求められること

未来の社会を創造する新たな価値を、山梨の歴史や文化の中から受け取ることが期待されます。そのためには、山梨の歴史や文化の中で培われてきたものを大切にしながら、山梨の未来像を描き、夢を持って山梨の歴史や文化を次世代につなげていくことが大切です。

知識基盤社会の到来やグローバル化の時代にあって、身近な地域社会の課題の解決に主体的に参画し、地域社会の発展に貢献しようとする意識や態度を育むことが必要です。こうした努力によって得られる地域における信頼が、より大きな帰属集団への信頼の基盤となり、さらに市場や政治など、多数の人々が支えるシステムに対する信頼へとつながっていきます。

グローバル化が進む社会においては、家族、学校、地域社会といった様々な集団における信頼の構築が大切になってきます。子どもにとって家族は最も身近な集団であり、外の集団からの防波堤としての役割を果たしています。しかし、その家族が揺らいでいます。そのため、社会がどの程度の受け皿を提供できるのか、ということを考えていかなければなりません。子どもにとって自分を支えるものがない状態は、生きる力の減退をもたらします。社会の中に「信頼できるもの」を持てるようにする教育が求められます。

8 未来への希望

今年度の全国学力・学習状況調査（小6・中3対象）における質問紙調査の結果によると、「地域や社会で起こっている問題や出来事に興味がある」に対し、肯定的な回答をした児童は本県 62.5%(全国 57.4%)、生徒は本県 60.8%(全国 51.8%)、「難しいことでも失敗を恐れないで挑戦すること」に対し、肯定的な回答をした児童は本県 79.5%(全国 75.0%)、生徒は本県 72.0%(全国 66.8%)となっています。

子どもたちは自らの思考や行動について、社会から様々な影響を受けています。子どもたちが自立して生きていくためには、地域や社会で起こっている問題や出来事に興味を持ち、未来の社会の望ましい在り方を見据えながら、自分の思考や行動についての判断基準をしっかりと持った主体性が育っていくことが必要です。

地域や社会で起こっている問題や出来事に対する関心は、自分や自分を取り巻く世界への深い問いかけにつながります。子どもたちが本来持っている好奇心を大事にし、大人が子どもとともに解決に向けて取り組む中で、難しいことでも失敗を恐れないで挑戦する子どもたちの姿勢をさらに伸ばしていくよう努めることが大切です。

これからの教育に求められること

家族など身近な親しい人間関係を通じて、自己肯定感が育ちます。それは自分で試行錯誤し苦労した末に成功したという体験や、自分が他者のために役立ったという実感を伴う体験によって高まっていきます。自己肯定感を基盤に、他者を思いやり、社会の絆を深めようとする姿勢を育むために、自分や他人の多様な生き方や考え方、存在を認め合う柔軟な心、つまり自他を敬愛する心（しなやかな心）を育てる必要があります。

失敗した時に、戸惑いや後悔、悔しさなどの感情が生じます。そのことを恐れるのではなく、そういった感情が生じても耐えられるようにすることが大切です。家庭でも学校でも、失敗してもくじけずに何とか対処できるようなたくましさを持ち、そして、失敗しながらも人生を豊かに生きていけるようにするために、困難や挫折に直面しても、粘り強く最後まで諦めない心（しなやかな心）を育てる必要があります。

大人が人生を豊かに楽しみ、次世代に希望と展望を与えることが望まれます。大人が生き生きと自らの仕事に励み、社会の課題に取り組む姿勢を自然体で子どもたちに示すことが大切です。大人が一方向的に子どもを導くというのではなく、社会の活力や未来への希望を生むためにも、大人と子どもが共に成長し合う環境をつくっていくことが必要です。

第3章 本県教育の現状と課題

計画策定にあたっては、平成21年度から25年度までの5年間の計画の期間とする「やまなしの教育振興プラン」における検証結果を十分に踏まえる必要があります。

第3章は、本県教育の現状と課題を「やまなしの教育振興プラン」の施策の体系に沿ってまとめたものです。

1 学校教育の充実

(1) 体系的なキャリア教育の推進

望ましい勤労観・職業観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせること、主体的に進路を選択する能力や態度を育てることを目的として、キャリア教育を推進してきました。

「体系的なキャリア教育推進の手引き」「山梨に生きる」などを作成、配付し、各種研修に活用するなど、幼小中高を通じた取組を推進してきました。

今後は、学校の教育全体をキャリア教育の視点で見直し、発達段階に応じた内容や方法で、キャリア教育を体系的に推進していく必要があります。

(2) 確かな学力の育成

各学校段階に応じた学習指導の充実を図り、基礎的・基本的な知識・技能と、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度などを身に付けさせるための取組を推進してきました。

教員の相互授業参観を中心とする校内研修も盛んに行われてきました。

今後も、学習指導の充実とともに、魅力的な授業の展開、家庭学習習慣の確立、教員の指導力の向上、学習意欲を高めるための評価方法の工夫などを推進する必要があります。

(3) 豊かな心の育成

道徳教育用郷土資料集の発刊、道徳授業の公開、体験活動の推進、「しなやかな心の育成プロジェクト」などの取組を進め、子どもたちの豊かな人間性や社会性の育成に努めてきました。

不登校、問題行動などに対する取組は一定の成果が表れていますが、いじめ問題に対しては今後一層の取組が必要です。

引き続き、教育活動全般を通じた取組や、学級集団づくり、家庭・地域との連携に努めるとともに、スクールカウンセラーの配置など、教育相談体制の充実が必要です。

(4) 健やかな体の育成

運動に親しむ習慣や意欲・能力の育成、体力の向上など学校体育の充実に取り組んできました。また、保健学習を中心とする健康教育、事故や災害等から身を守るための安全教育、望ましい生活習慣や食習慣を身に付けさせるための食育の推進に取り組んできました。

児童生徒の総合的な体力は着実に向上していますが、運動する子としない子の二極化が見られ、運動時間を増やす働きかけが重要となっています。また、生活習慣の乱れや心身の健康問題が多様化しており、健康教育や食育に関して、今後も継続して取り組むことが必要です。

教育活動全体を通じて、主体的に行動する態度を育成する防災教育等の学校安全に関する教育を充実させることが必要です。

(5) 特別支援教育の充実

「やまなし特別支援教育推進プラン」を策定し、特別支援学校における支援体制の整備や就学前、小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実など、その具現化に取り組んできました。

今後も全ての学校において、一人ひとりの障害の状態や特性等に応じたきめ細かな教育的支援が、ますます必要となっています。

誰もが相互に人格と個性を尊重し合い、認め合える社会を形成するインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組が必要です。

(6) 時代の要請に応える教育の推進

時代や社会の変化に対応して、ICT環境の整備、教員のICT活用指導力の向上、情報モラル等を含めた情報教育、環境教育、人権教育、男女平等教育、福祉教育、理数教育、国際理解教育、外国人児童生徒等教育、防災教育の推進に努めてきました。

これらについては、今後も一層の推進を図る必要がありますが、常に経済社会の動向を見きわめながら、時代や社会の変化に対応した教育が必要となります。

(7) 学校教育の環境整備

学校教育を支える環境づくりとして、学校施設の充実、教職員定数の充実や教職員の資質向上などの取組を進めてきました。

その結果、学校施設の耐震化や県立学校への冷房設備の導入が進むとともに、学習と生活の両面にわたるきめ細かな指導のため、小中学校の全学年において少人数学級が実施されることになりました。

今後も引き続き、安全で快適な学校施設の整備を進めるとともに、県立高等学校整備基本構想に基づく魅力と活力ある高校づくりや、私学振興のための私立学校への支援などに取り組んでいく必要があります。

(8) 高等教育の振興

県と大学、産学官、大学間の連携を推進し、地域の振興を図る取組を進めてきました。

県と県内大学等との連携をさらに強化し、地域で活躍する人材育成や優れた研究成果の還元など、地域の活性化を図るための具体的な取組を進める必要があります。また、県内大学等同士との連携を一層推進し、それぞれが有する資源を相互に活用し合うことで、県内高等教育機関の魅力と個性を高めることが必要です。

山梨県立大学は、その特長を生かしつつ、社会の実践的担い手や指導的人材の育成等の実現のため、地域に根ざした運営が求められます。

2 家庭・地域・学校の連携

(1) 幼児教育・家庭教育への支援

幼稚園、保育所と小学校の子ども同士の交流や教員の交流が行われ、円滑な移行のための取組を推進してきました。

子育て支援リーダー等による地域ぐるみの支援体制や相談体制の充実を図るとともに、子育てやしつけ、子どもの不登校や進路等に不安や悩みを持つ保護者に対し、子育てに関する知識の習得や、父親の子育てへの主体的な取組等を促進するための学習機会を持ちました。

今後も、子育て支援に関わる人材の育成や体制の整備が必要です。

(2) 地域全体で取り組む教育の推進

授業や部活動、登下校時の安全確保、放課後や週末の体験・交流活動を支援するため、市町村と連携して、地域で学校を応援する学校応援団の活動を充実させてきました。

今後も、地域における人材バンクやネットワークづくり等を進め、地域の人材を活用しやすくする必要があります。

子どもの地域活動への参加を促進し、読書活動を推進するためには、今後も家庭・地域・学校の連携による取組が必要です。

3 生涯学習の推進

(1) 生涯学習推進体制の充実

生涯にわたって学ぶことができ、その成果を適切に生かすことができる生涯学習社会の実現のため、インターネットを通じて学習機会や施設・指導者等の情報提供に努めてきました。

自主的な学習活動を支えるため、学習ニーズに合った最新情報の提供など、普及啓発活動の充実を図るとともに、専門的な指導力や優れた資質等を備えた指導者の養成と確保に努め、今後も推進体制の充実・強化を図る必要があります。

(2) 多様な生涯学習機会の提供

幅広い学習者の要請に応えるとともに、地域活性化等の課題に取り組むため、大学等の関係機関と連携し、専門的知識の習得、現代的課題の解決等、学習内容の充実に努めてきました。

社会経済情勢やライフスタイルの変化に伴い、県民の生涯学習へのニーズが多様化、高度化しているため、今後も、より一層多様な学習機会の提供を図る必要があります。

(3) 学習成果の活用支援

学習成果が社会で適切に評価され、地域づくりやボランティア活動等を通じ、社会に還元できるような取組を推進してきました。

今後も、生涯学習に取り組む者の活躍できる場を広げるなど、生涯学習の成果が活用され、地域社会の活性化につなげていくことが必要です。

(4) 生涯学習環境の充実

県民が自主的に生涯学習に取り組むために、生涯学習の施設・体制、コンテンツの充実など、環境の整備を図ってきました。

甲府駅北口に新たに開館した県立図書館においては、県民の多様化、高度化する知的ニーズに応え、県民の自主的な学習・文化活動を支援してきました。

「図書館情報ネットワークシステム」などによって図書館利用者の利便性を高め、また、地域の貴重な資料等のデジタル化によるインターネット上への公開など、多様な学習機会の提供に努めてきました。

今後も引き続き、生涯学習環境の充実に努める必要があります。

4 スポーツの振興

(1) 生涯スポーツの振興

県民誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも、気軽にスポーツを楽しむことができる場や機会を提供するため、「総合型地域スポーツクラブ」の設置や、スポーツ施設の有効活用を推進してきました。また、「やまなしスポーツ情報ネット」をリニューアルするなど、情報の発信に努めてきました。

地域スポーツの環境整備が促進されるよう、市町村のスポーツ推進計画の策定を促すなど、市町村と連携・協働して取り組んでいく必要があります。

大学、企業や市町村等との具体的な連携策を探るなど、今後も身近なスポーツ施設の有効活用を図る必要があります。

情報ネットを中心とした様々な情報メディアを活用して、スポーツやレクリエーションに関する情報発信の充実に取り組んでいく必要があります。

(2) 競技スポーツの振興

優秀選手の育成・強化や大規模な競技会の誘致、優秀選手の表彰を行うことで県民のスポーツに対する関心を高めてきました。また、成年チームの指定強化、企業スポーツ連絡協議会との連携や学校体育連盟に対する支援を行うなど、競技力の向上を図ってきました。

今後も引き続き、本県選手の活躍やスポーツ観戦の機会の充実により、スポーツに対する関心を高め、競技人口の拡大につなげる必要があります。

スポーツ医・科学の研究成果を活用するとともに、指導者の養成を行うなど、引き続き選手の育成・強化に取り組み、競技力の向上を図る必要があります。

5 文化の振興

(1) 文化芸術に親しむ機会の充実

魅力ある文化の創造を推進し、県民が心豊かに生きがいのある生活を送ることができるよう、文化芸術に親しむ機会の充実、各文化施設等との連携、舞台芸術の鑑賞機会の提供、文化芸術鑑賞機会の地域間格差縮小等に努めてきました。

今後も、より多くの方が文化芸術に親しんでいただけるよう鑑賞機会の提供に努め、各文化施設等が相互に連携して、利用者へのサービスを一層向上させる必要があります。

(2) 文化芸術活動への支援

ニーズの多様化に対応した講座や講演会等の開催、学校教育との連携など、文化芸術活動の普及に努めてきました。

今後も引き続き、文化芸術活動の普及に努めるとともに、地域文化の向上を図るため、各文化施設等で活動するボランティアの育成の推進、若者の文化芸術活動への参加の促進など、文化芸術活動参加者の拡大を図る必要があります。

国民文化祭の成果を生かし、地域の文化芸術活動への参加機運をさらに高めていく必要があります。

(3) 文化財の保存と継承

文化財の保存修理への支援を行い、博物館での公開等、積極的な活用に取り組んできました。

今後も、文化財の保存と活用に努め、多くの県民に歴史と文化に触れる機会を提供するとともに、文化財を次世代に引き継いでいく取組を強化する必要があります。

富士山の世界文化遺産としての登録を受けて、さらに構成する資産の文化財については、保存管理計画に基づき、適切に保存管理し、継承していく必要があります。

第4章 本県教育の目指すべき方向

1 基本理念

未来を拓く「やまなし」人づくり

「暮らしやすさ日本一の県づくり」を進めていくために、その基盤となる教育に期待される役割は、きわめて大きいものがあります。

本県には、富士山・八ヶ岳・南アルプスなどの豊かな自然があり、また、太陽光や水・森林など多様な自然エネルギー資源、果樹・温泉等の多彩な観光資源、ジュエリー・ワイン・織物等の特色ある地場産業など、長い歴史の中で培われ受け継がれてきた貴重な財産があります。

富士山の世界文化遺産登録や新たな交通網の整備等により、今後、国内外の様々な価値観を持つ人々との交流が活発になり、世界に目を向ける人々の広がりや地域の活力の高まりが期待されます。

このような中、子どもたちが郷土に誇りを持ち、自らの夢や希望を抱きつつ、たくましく、しなやかに育っていくように努めるとともに、県民が生涯を通じて生きがいを持って学ぶことができる環境を整え、新しい価値の「創造」に向けて、未来を拓く人づくりを目指します。

2 基本目標

夢と希望に向かって自ら学び、考え、行動する
「たくましい力」を育てる

一人ひとりが、それぞれの個性・能力を生かし、社会的に「自立」する力を身に付けることができるよう、教育内容の充実を図ります。

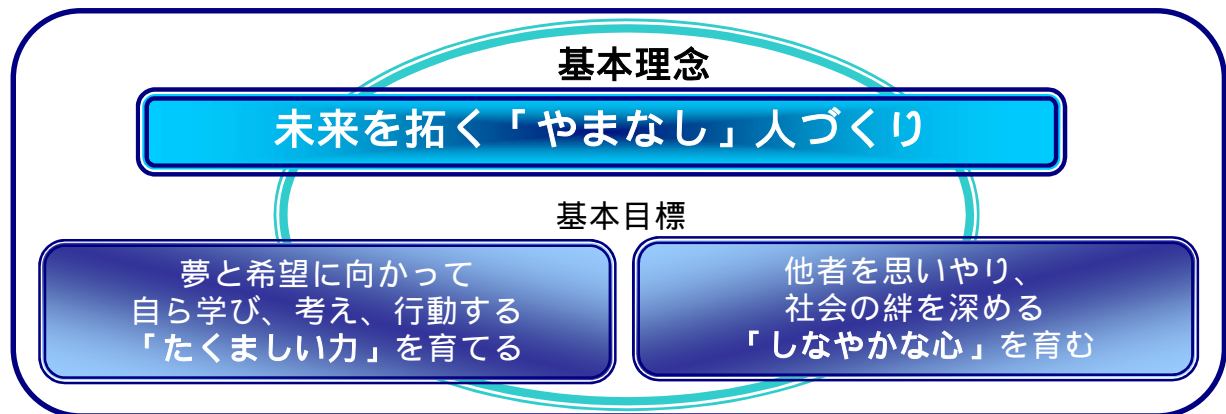
生涯を通じて健康で、多様な学びの機会と社会参加の機会を確保できるよう、教育環境の構築に努めます。

他者を思いやり、社会の絆を深める
「しなやかな心」を育む

自然、伝統、歴史、文化など、本県の「よさ」を学び、それを生かした環境の中で、他者との「協働」により、社会全体の絆づくりを図ります。

個人や社会の多様性を尊重し、性別、世代、価値観などの違いを超えて、全ての人々が相互に学び合い、支え合い、高め合うことのできる環境づくりを目指します。

第5章 施策の体系



「基本理念」の実現と2つの「基本目標」を達成するための10の「基本方針」

基本方針1 世界に通じ、社会を生き抜く力を育成します

- (1) キャリア教育・職業教育の充実 【社会を生き抜く力】
- (2) 国際教育の推進
- (3) 外国語教育の充実
- (4) 海外留学等の充実
- (5) 伝統・文化に関する教育の推進
- (6) 環境教育の充実
- (7) 命を守る安全・防災教育の充実
- (8) 情報教育の充実とICT環境の整備

基本方針2 確かな学力と自立する力を育成します

- (1) 基礎的・基本的な知識・技能の習得の推進 【知】
- (2) 思考力・判断力・表現力等の育成
- (3) 主体的に学ぶ態度の育成
- (4) 言語活動の充実
- (5) 理数教育の充実

基本方針3 豊かな心と自己実現を図る力を育成します

- (1) 道徳教育の推進 【徳】
- (2) しなやかな心の育成プロジェクトの実施
- (3) 豊かな体験活動の推進
- (4) 読書活動の充実
- (5) いじめ・不登校対策の充実
- (6) 生徒指導の充実
- (7) 教育相談の充実
- (8) 人権教育の充実
- (9) 福祉教育の充実
- (10) 博学連携の推進

基本方針4 健康で豊かな生活を営むことができる「やまなしスポーツ」を創出します

- (1) 子どものスポーツ機会の充実 【体】
- (2) 健やかな体の育成
- (3) ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- (4) 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備
- (5) 競技力の向上

**基本方針5 一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の充実に
向けて取り組みます**

- (1)特別支援学校における支援体制の整備 **【特別支援教育の充実】**
- (2)就学前、小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実
- (3)交流及び共同学習の推進
- (4)教員の専門性の向上
- (5)関係機関との連携による特別支援教育の総合的な推進

**基本方針6 子どもたちが安全に安心して学ぶことができる
教育環境づくりに取り組みます**

- (1)教職員等の指導体制の充実 **【教育環境づくり】**
- (2)学校運営システムの充実
- (3)学校施設の充実
- (4)安全・安心な教育環境の確保
- (5)就学の奨励

**基本方針7 すべての子どもたちが生き生きと学ぶことができる
質の高い魅力ある学校づくりの実現を目指します**

- (1)優れた人材の確保と教職員の適正配置 **【質の高い教育】**
- (2)免許更新制の円滑な実施
- (3)教員の資質能力・実践的指導力の向上
- (4)異校種間交流・連携の促進
- (5)魅力と活力ある高等学校づくりの推進
- (6)大学等の高等教育の振興
- (7)私立学校の振興

基本方針8 家庭・地域・学校が連携した教育の実現に取り組みます

- (1)幼児教育の充実 **【家庭・地域・学校の連携】**
- (2)家庭教育支援の充実
- (3)地域の教育力の向上
- (4)社会教育の環境整備
- (5)青少年体験活動の充実
- (6)子どもの読書活動支援

**基本方針9 生涯にわたり学び続けることができる環境づくりの
実現に取り組みます**

- (1)多様な学習機会の提供及び生涯学習推進体制の充実 **【生涯学習環境づくり】**
- (2)生涯学習環境の充実
- (3)学習成果の活用支援

**基本方針10 県民一人ひとりが豊かな人生を送るための
文化芸術の振興を進めます**

- (1)文化芸術に親しむ機会の充実 **【文化芸術の振興】**
- (2)文化芸術活動への支援
- (3)文化財の保存と継承
- (4)博学連携の推進

第6章 施策の具体的方向

基本方針1 世界に通じ、社会を生き抜く力を育成します

1 施策の方向

社会を生き抜く力

子どもたち一人ひとりに生きる力を確実に身に付けさせ、社会的自立の基礎を培うとともに、体系的・系統的なキャリア教育の一層の充実を図り、社会人・職業人としての自立を促します。

グローバル化が進む中、日本文化と異文化の理解をもとに、語学力・コミュニケーション能力、主体性等を身に付けて様々な分野で活躍する人材を育成します。

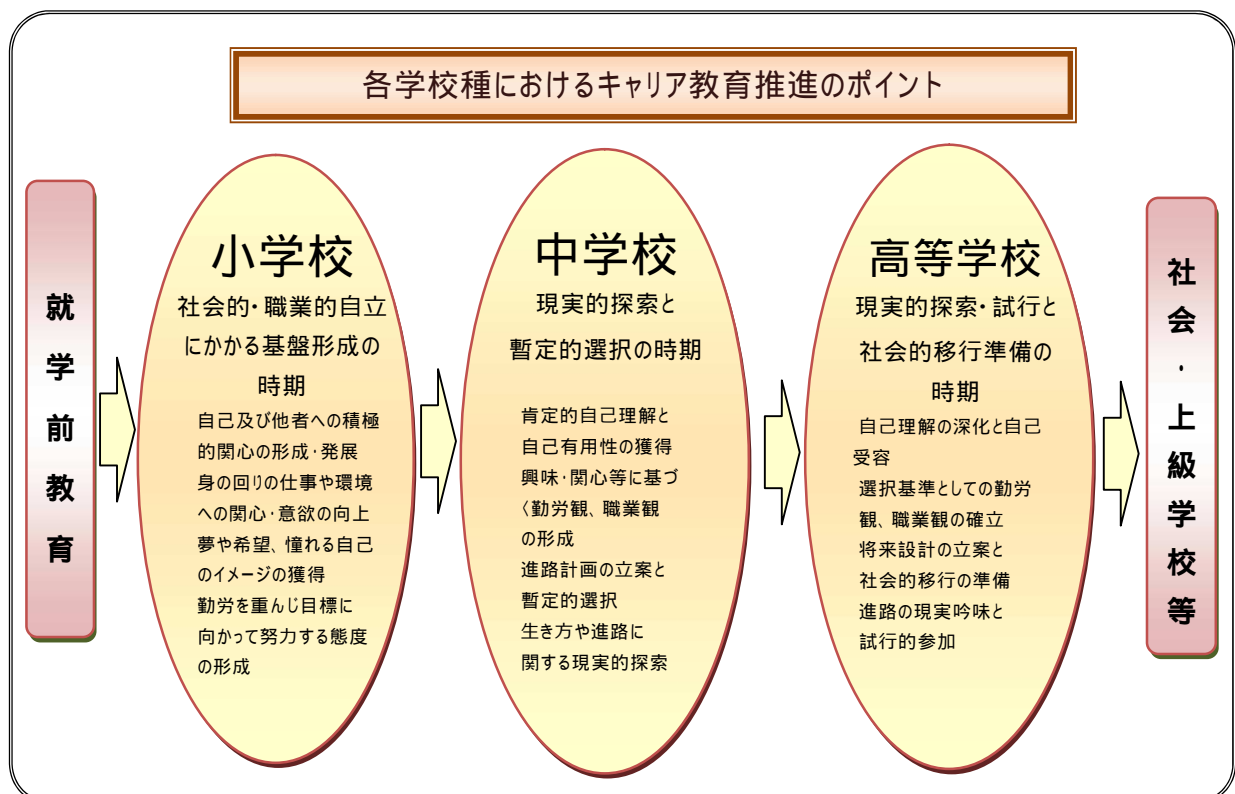
海外留学など様々な国際交流の機会を充実させ、子どもたちに国際的な視野を持たせます。

地球的視野で考え、様々な課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組み、持続可能な社会づくりに参画する態度を育成します。

防災に関する教育の充実を図り、学校における安全の確保を保障するとともに、児童生徒がその生涯にわたり、自らの安全を確保することのできる基礎的な素養を育成します。

社会の情報化が急速に進展する中であって、ICTを効果的に活用することの重要性から、情報活用能力の向上を図ります。

情報化の進展に伴う様々な課題に対応し、情報モラルを身に付けるための学習活動を推進します。



2 施策の内容

基本方針1 世界に通じ、社会を生き抜く力を育成します		
施策項目	施策の概要	関係課
(1) キャリア教育・ 職業教育の充実	<p>体系的・系統的なキャリア教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭や地域住民、企業や関係諸機関との連携の下、小学校から発達段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育を推進します。 <p>指導計画の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学校で行っている教育活動を、キャリア教育の視点から振り返り、学校の特色を生かしたキャリア教育の指導計画を作成、実践します。 <p>一貫した進路指導の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学校段階での児童生徒の実態を把握する中で、それぞれの発達段階に即した進路指導の目標等の設定を行い、一貫した進路指導を実現する異校種間の連携システムの構築を図ります。 <p>関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 小学校での職場見学、中学校での職場体験、高等学校での就業体験について、発達段階に応じた目標や取組になるように、異校種間の連携を密にして、関係機関が一体となって取り組めます。 <p>異校種間の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 出前講座、公開授業、進学説明会による異校種間連携を通じて、進路学習や自己の将来を考える機会を提供します。 <p>研究協議会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> キャリア教育研究協議会を開催し、学校の特色を生かし異校種間の連携を図った指導計画の作成に関する課題協議や演習を行い、キャリア教育の意義や適切な教育課程の編成について理解を深めるとともに、教員の指導力向上に取り組めます。 <p>高校における取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 高校においては、自立支援、地域連携、先端科学技術、定住促進等に資する体験活動やインターンシップの実施を支援し、生徒の社会的・職業的な自立を図るキャリア教育を一層充実していきます。 農業系高校と商業系高校が地域社会と連携した取組を通して、地域資源の有効活用と地域社会の活性化に貢献する生徒を育成します。 地域産業を支えるものづくり人材の育成のため、工業系高校生が企業現場での実習や企業技術者による実践的な授業に取り組むことや山梨県産業技術短期大学校との連携を推進し、生徒に確かな技術力を身に付けさせ、技能検定等の資格取得者数の増加を目指します。 <p>就職支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働局や労政雇用課、企業団体等の外部機関との連携を密にして、職場体験やインターンシップを充実させ、就職ミスマッチの改善を図ります。 企業訪問による採用拡大や就業環境の改善、ハローワークやジョブカフェ、若者サポートステーションを活用した職業相談の充実を図るなどして、就職を支援していきます。 	<p>義務教育課</p> <p>高校教育課</p> <p>総合教育センター</p> <p>学校施設課</p>

	<p>教員の指導力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合教育センターの研修や校内研修等を充実させ、教員一人ひとりにキャリア教育の重要性に対するさらなる理解を促し、教員の指導力向上に取り組みます。 <p>設備の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業教育の充実を図るため、実験・実習に必要な設備を整備します。 	
(2) 国際教育の推進	<p>様々な人々と協働できる資質の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広い視野を持って異文化を理解し、グローバル社会の中で様々な人々と協働できる資質を育みます。 <p>帰国・外国人児童生徒への支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帰国・外国人児童生徒への支援体制を整備し、就学の促進を図ります。 <p>先進的な教育に取り組む学校の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際化を進める国内外の大学や企業、国際機関等と連携を図り、外国語（特に英語）を使う機会の増加、先進的な人文科学・社会科学分野の教育の重点化等に取り組む学校に対し、質の高いカリキュラムの開発・実践やその体制整備を支援します。 	義務教育課 高校教育課
(3) 外国語教育の充実	<p>異校種間の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中・高等学校間において外国語教育の連携を図りながら、英語によるコミュニケーション能力を育成します。 <p>到達目標を明確にした授業づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国語科の学習において、各学年、各単元での到達目標を明確にした上での授業づくりに取り組みます。 <p>教員の指導力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部講師の招聘、及び効果的な指導方法の研究を行い、教員の指導力向上を図ることにより、生徒の英語によるコミュニケーション能力を育成します。 	義務教育課 高校教育課 総合教育センター
(4) 海外留学等の充実	<p>グローバル人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神を身に付けた、国際的に活躍できるグローバル人材を育成します。 <p>海外留学等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外留学に必要とされる実践的なコミュニケーション能力を育成するための外国語教育を推進するとともに、海外留学等を体験する高校生数の増加を図ります。 <p>姉妹友好交流の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツや文化芸術活動を通じて次世代を担う青少年の国際交流を促進します。 	高校教育課 社会教育課 スポーツ健康課
(5) 伝統・文化に関する教育の推進	<p>郷土学習の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ふるさと山梨」郷土学習コンクールや郷土学習実践研究発表大会を実施し、郷土学習を推進していく中で、児童生徒に、郷土山梨への関心と理解を深め、郷土を愛し、郷土に誇りを持てるような心情を育みます。 <p>教材を活用した伝統・文化に関する教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校において、教材「山梨に生きる」を活用した伝統・文化に関する教育を推進します。 	義務教育課 高校教育課 学術文化財課

	<p>「おもてなし」の心を育む教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の伝統や文化を学ぶ体験活動を通じて、郷土への誇りや愛着を醸成し、「おもてなし」の心を育みます。 <p>芸術文化についての理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芸術教科の特性を生かし、表現活動や鑑賞活動を通して芸術文化についての理解を深め、創造的な表現力と発信力を育みます。 <p>伝統・文化に関する参加・発表機会の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域や学校において、世界文化遺産、伝統・文化ならびに新たな文化の創造に関する活動を推進するとともに、参加・発表する機会を確保します。 ・県高等学校芸術文化祭への参加増員を図り、文化活動の一層の活性化を進めます。 <p>地域の優れた指導者等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各教科の授業や部活動において、地域の優れた芸術家や文化活動の指導者、文化財保護に携わる人々等と教員が協力して、指導する取組を進めます。 <p>学校と県内文化施設との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内文化施設の教育普及活動と連携し、児童生徒の芸術に関する感性や郷土の歴史や文化への理解を育みます。 	
<p>(6) 環境教育の充実</p>	<p>環境問題等に主体的に関わる能力や態度の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の中で、それぞれの特性に応じ、また、相互に関連させながら、持続可能な社会の構築を目指して、環境問題や環境保全に主体的に関わることができる能力や態度を育みます。また、学校だけでなく、家庭、地域等と協働した取組を行い、環境教育の充実を図ります。 ・ホームページ「小・中学生のためのやまなしの環境教育」等により、県内の学校の環境活動等の取組の様子を紹介し、環境教育への意識を高めていきます。 <p>教員の指導力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境教育に係る各種の研修会に教員を派遣し、環境教育における指導者の指導力向上とコーディネーターとしての役割の充実を図ります。 	<p>義務教育課 高校教育課</p>
<p>(7) 命を守る安全・防災教育の充実</p>	<p>安全・防災教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校における体系的な防災教育に関する指導内容を整理し、防災に関する教育の充実を図ります。 ・危険に際して自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成し、共助・公助の視点から、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めるための教育内容を充実します。 <p>訓練等の教育手法の改善・普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実践的な避難訓練、災害図上訓練等の教育手法の改善・普及を図ります。 <p>山梨県学校防災指針の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山梨県学校防災指針を積極的に活用し、各学校において、それぞれの実情に合わせた学校防災計画の作成及び、児童生徒の発達の段階に応じた防災教育を支援します。 	<p>義務教育課 高校教育課</p>

<p>(8) 情報教育の充実とICT環境の整備</p>	<p>情報活用能力の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報社会を主体的に生き抜くために必要な情報活用能力を育成します。 ・ 必要な情報を、収集・判断・表現・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる情報活用の実践力を育成します。 ・ 情報手段の特性や情報の適切な扱い、自己の情報活用の評価・改善に関わる理論や方法を理解する力を育成します。 ・ 情報モラルの必要性や情報に対する責任を理解し、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度を育成します。 <p>ICTを活用した分かりやすい授業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育用デジタルコンテンツの開発・収集を積極的に推進し、優良な教育情報の提供と ICT を活用した分かりやすい授業の充実を図ります。 <p>教員の指導力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合教育センターの研修及び出前研修を通して、教員の ICT 活用能力及び ICT 活用指導力の向上を図ります。 <p>設備の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ICT 関連教育の充実を図るため、普通科高校や専門高校の情報教育機器を整備します。 	<p>義務教育課 高校教育課 総合教育センター 学校施設課</p>
------------------------------------	---	---

3 目標となる指標

指標	指標の概要	H24年度の現況値	H30年度の目標値
キャリア教育年間指導計画の作成状況	キャリア教育に関する年間指導計画を作成している学校の割合	小 63% 中 49%	小 100% 中 100%
キャリア教育推進支援事業における体験活動の状況	各体験プログラムの「生徒評価シート」において「有意義であった」と回答した生徒の割合	-	高 90%
技能検定等の取得者数	工業系高校2・3年生の技能検定等の資格取得者延べ人数の割合	高 53.9%	高 65%
郷土学習の推進状況	郷土学習実施状況調査における郷土学習教材を活用して郷土学習を実施している学校の割合	小 96% 中 87%	小 100% 中 100%
伝統・文化に関する教材の活用状況	「山梨に生きる」活用状況アンケートにおける教材「山梨に生きる」を活用している高校の割合	高 72.2%	高 80%
情報教育・ICT活用指導力の状況	「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」における児童生徒のICT活用を指導する能力を持つ教員の割合	小 65.0% 中 62.1% 高 63.1%	小 70% 中 70% 高 75%
	「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」における情報モラルなどを指導する能力を持つ教員の割合	小 76.6% 中 72.7% 高 68.6%	小 80% 中 80% 高 80%

基本方針2 確かな学力と自立する力を育成します

1 施策の方向

知

基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度など、確かな学力を身に付けさせるため、教育内容・方法の一層の充実を図ります。

学び合う集団の中で、自ら課題を発見し解決する力、他者と協働するためのコミュニケーション能力、物事を多様な観点から論理的に考察する力などを育成します。

社会の変化や新たな価値を創造する人材を育成するために、生きる力を身に付け、各分野に興味・関心を有する子どもの裾野の拡大を図ります。

論理や思考、コミュニケーションや感性・情緒の基盤となる言語力を高めるために、各教科等を通じた言語活動の充実を図ります。

知識基盤社会においては、科学技術は競争力と生産性向上の源泉となっています。このため、次代を担う科学技術系人材の育成が重要な課題となっており、科学技術の土台である理数教育の充実を図ります。

学力を構成する3つの要素

基礎的・基本的な知識・技能

知識・技能を活用して課題を解決するために必要な
思考力・判断力・表現力等

学習意欲

2 施策の内容

基本方針2 確かな学力と自立する力を育成します		
施策項目	施策の概要	関係課
(1) 基礎的・基本的な知識・技能の習得の推進	<p>基礎的・基本的な知識や技能の定着</p> <ul style="list-style-type: none"> 授業力を養成する講座の開催や、実践検証校における公開研究会、全ての教員が相互に授業を参観し研修する体制づくり等を通じて、分かりやすく楽しい授業を行うための工夫・改善に努めるとともに、補習的な学習を支援するなどして基礎的・基本的な知識や技能の定着を図ります。 <p>教員の指導力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 学習の成果を山梨県学力把握調査、教育課程実施状況調査、全国学力・学習状況調査等により客観的に評価し、教員の指導力向上に効果的に活用し、学校の教育力の向上を図ります。 教員の指導力・評価力の向上により授業の改善と児童生徒の学力を向上させます。特に若手教員の研修体制の充実を図ります。 	義務教育課 高校教育課 総合教育センター
(2) 思考力・判断力・表現力等の育成	<p>児童生徒の学習に対する達成感や目的意識の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> 山梨県学力把握調査、全国学力・学習状況調査等の結果から課題を明確にする中で、県が提供する「授業改善プラン」や「学力向上プログラム」等の資料を活用し、児童生徒の学習に対する達成感や目的意識の醸成を図ります。 <p>達成感のある授業を行うための指導方法の研究</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題解決型の学習を積極的に導入し、知識や技能を活用して、思考力・判断力・表現力を育むとともに、児童生徒が興味をもって取り組むことができる達成感のある授業を行うための指導方法の研究を進めます。 家庭生活や社会の課題を通して、思考力・判断力・表現力を育む指導方法の研究を進めます。 	義務教育課 高校教育課 総合教育センター
(3) 主体的に学ぶ態度の育成	<p>学習意欲の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 学んだ知識・技能を活用して問題を解決する場面を設定することで、学習内容の有用性に気付かせ、さらに学ぼうという意欲を高めます。 <p>学習評価方法の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒が学習意欲を高め、学習習慣の確立につながっていく学習評価方法の改善を図ります。 <p>課題解決型学習の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題解決型の学習テーマを積極的に導入し、調べ学習を通して課題を解決するために必要な情報を検索、収集、活用する力を育みます。 	義務教育課 高校教育課 総合教育センター
(4) 言語活動の充実	<p>国語力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 授業の改善を推進し、学習の過程に言語活動を取り入れ、日常生活の中で必要な国語力の向上を図ります。 <p>言語活動を通じた思考力・判断力・表現力等の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでに作成してきた副教材や実践事例集を活用して、国語科では「単元を貫く言語活動」を、国語以外の教科等では、レポートの作成、論述などの「言語活動」を学習の過程に取り入れ、思考力・判断力・表現力等（読解力）の向上を図ります。 	義務教育課 高校教育課 総合教育センター

	<p>新聞の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新聞を活用し、児童生徒が生きていく社会を教材に取り入れ、課題を見つけ、考え、解決する力を培う取組の工夫を推進します。 <p>県内各図書館、県立文学館の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分らしくよりよく生きる上での基礎となる教養や感性を身に付けるために、県内各図書館、県立文学館の活用を進めます。 <p>教員の指導力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合教育センターの教員研修や校内研修等を充実させ、言語活動充実のための指導力向上を図ります。 	
(5) 理数教育の充実	<p>論理的な思考力や理数的な表現力の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活や社会と授業とを関連付け、身近にある科学に気付かせることにより、学ぶ意欲や関心を高めるとともに、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着と、課題解決的な学習を通じて、論理的な思考力や理数的な表現力を育成します。 <p>分かりやすい授業の工夫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導方法についての専門的な研修等による教員の資質・能力の向上や地域の人材を活用した理科授業の支援を通じ、より分かりやすい授業を工夫します。 <p>科学に関する興味関心の喚起</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「科学の甲子園ジュニア」山梨県大会を開催し、中学生の科学に関する興味関心の喚起を図ります。 <p>先進的な理数教育を受ける機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科学好きな県内高校生が集って競い合い、活躍できる場として「科学の甲子園」山梨大会を開催し、科学に興味関心を持つ高校生の裾野を広げるとともに、トップ層を伸ばしていきます。 ・大学や研究機関・県立科学館との連携を深め、最先端の科学技術や研究に触れる機会を提供し、科学への関心を高めます。また、スーパーサイエンスハイスクール（SSH）指定校を拠点とし、先進的な理数教育を受ける機会を提供します。 <p>設備の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理科及び数学教育の充実を図るため、必要な設備を整備します。 	<p>義務教育課 高校教育課 総合教育センター 学校施設課</p>

3 目標となる指標

指標	指標の概要	H24年度の現況値	H30年度の目標値
国語、算数・数学への興味・関心の状況	全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙における「国語と算数・数学の勉強は好きだ」という質問に対して「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」と答えている児童生徒の割合	(H25) 59.4%	65%
言語活動の充実に関わる研修会の受講者アンケート	言語活動の充実に関わる教員の研修会のアンケートにおける満足度（有用感）の割合	93.9%	96%
図書館の授業利用時間数	「山梨県高等学校教育研究会学校図書館部会」で毎年出している「学校図書館白書」の「図書館利用統計」のうち、図書館の授業利用時間数	県立高校30校の平均 100時間	県立高校29校の平均 120時間
「科学の甲子園」山梨大会参加生徒の状況	参加生徒のアンケートにおいて、「科学への興味関心が高まり、今後の学習意欲が向上した」と回答した生徒の割合	高92.1%	高95%

基本方針3 豊かな心と自己実現を図る力を育成します

1 施策の方向

徳

健全な自尊感情をもって自立し、主体的、自律的に生きるとともに、他者とかかわることのできる力を育成するため、その基盤となる道徳性を培います。

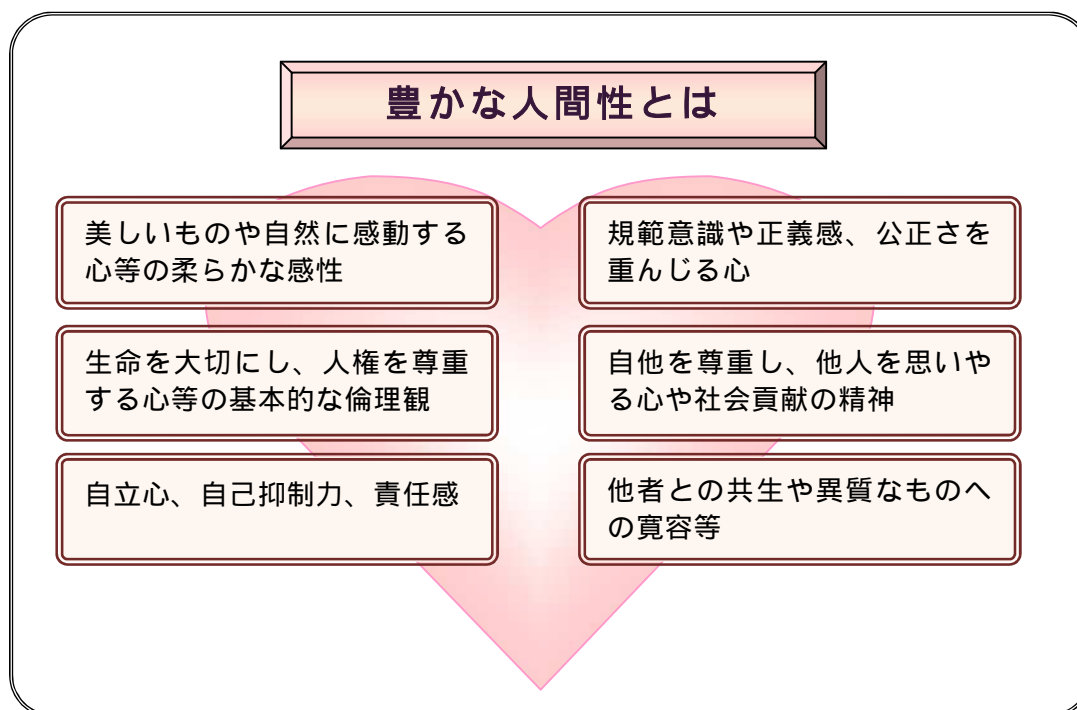
生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、様々な体験活動を推進するとともに、豊かな情操を育む読書活動の充実を図ります。

教育上の重要課題である、いじめ、不登校、暴力行為などの児童生徒の問題行動の改善に向けて、学校、家庭、地域社会や関係機関が連携した取組を一層推進します。

学校教育は、集団での活動や生活が基本となり、学校内での人間関係の在り方は児童生徒の健全な成長に深く影響を及ぼします。このため、学級集団づくり、家庭や地域との連携などに努めるとともに、生徒指導及び教育相談の充実を図ります。

これから親になる若者（中学生・高校生）に子育ての喜びを感じさせ、子どもを生き育てることの意義を考えさせるために、乳幼児との触れ合いなどの活動の充実を図ります。

学校教育で、児童生徒が芸術に対する感性を磨き、郷土の歴史・文化に対する理解を育むために、県内文化施設等における教育普及活動と連携する博学連携を推進します。



2 施策の内容

基本方針3 豊かな心と自己実現を図る力を育成します		
施策項目	施策の概要	関係課
(1) 道徳教育の推進	<p>学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 各教科等と道徳教育との関連を明確にした計画の整備や改善を図り、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実を図ります。 高校では、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育について、その全体計画を作成・実施し、道徳性を培い、しなやかな心を持つ、人間として調和のとれた生徒の育成を図ります。 <p>地域ぐるみで行う道徳教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭・地域の理解や協力を得た道徳教育を行うために、道徳の授業公開や地域人材を活用した道徳の授業、地域ぐるみで行う道徳的実践活動を推進します。 <p>教員の指導力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 小・中学校では、道徳の授業づくりに関する研修会や、研究推進校における授業研究会などを通じて授業改善を進め、自己の生き方についての考えが深められる授業の実現を図ります。 	義務教育課 高校教育課 総合教育センター
(2) しなやかな心の育成プロジェクトの実施	<p>小・中学校における取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校生活の中から自分と他者とのかかわりを見つめる「しなやかな心の育成」アクションプランを実施します。 <p>高等学校における取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 高等学校においては通学時マナーアップ運動やクリーンアップ運動等を通じ、基本的なモラルやマナーの向上に取り組みます。 <p>家庭・地域における取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 読書活動がコミュニケーションの基点となる「家読^{うちどく}」運動を推進します。 地域全体で子どもたちを育てる標語「心をはぐくむ『あいうえお』」を呼びかけます。 家族そろってのあそびや運動で体力向上を図る、「元気アップ」に取り組みます。 	総務課 義務教育課 高校教育課 社会教育課 スポーツ健康課
(3) 豊かな体験活動の推進	<p>体験を重視した教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 各教科等において体験活動の重要性を認識し、青少年教育施設を活用した自然体験や社会体験、社会奉仕活動、地域の人々との交流活動等、体験を重視した発達段階に応じた系統的な教育を推進します。 自立支援、地域連携、先端科学技術、定住促進等に資する体験活動やインターンシップの実施を支援し、生徒の社会的・職業的な自立を図るキャリア教育を一層充実していきます。 <p>地域の優れた指導者等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 各教科の授業や部活動において、地域の優れた芸術家や文化活動の指導者、文化財保護に携わる人々等と教員が協力して指導する取組を進めます。 	義務教育課 高校教育課 社会教育課

<p>(4) 読書活動の充実</p>	<p>読書活動を取り入れた授業等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・読書集会、読書目標づくり、読書記録の充実、学年を越えた読書の交流、また、目的に応じて本を読んだり、本や新聞などから情報を得て活用したりするなど、読書活動を取り入れた授業等を行い、読書量の増加を図ります。 <p>読書活動をより活発にするための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝読書等の一斉読書の継続的な取組や読み聞かせ等の実施、親子読書の呼びかけ、推薦図書の紹介等により、読書活動をより活発にします。 ・学校における図書委員をはじめ、生徒による読書リーダーを養成し、校内読書活動の充実を図ります。 <p>学校図書館の計画的な整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・発信も含めた知的活動全体をサポートする「情報・学習センター」としての学校図書館の計画的な整備を進めるとともに、言語活動の充実に資する読書活動の開発や、望ましい「読書指導」の在り方及び本の質的・量的な充実を図ります。 ・学校図書館教育指導計画の作成を進め、学校の特色に応じた図書の充実を図ります。 <p>学校図書館相互や公立図書館との連携、交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館のデータベース化をさらに推進し、学校図書館相互や公立図書館との連携、交流を行います。 <p>県立図書館の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・読書の楽しさを知り、読む力を高めるために県立図書館の活用を進めます。 	<p>義務教育課 高校教育課 社会教育課</p>
<p>(5) いじめ・不登校対策の充実</p>	<p>「いじめ防止基本方針」に基づく取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ防止基本方針」に基づき、学校が家庭、地域、関係機関等と連携し、いじめ問題について協議する機会を設けたり、学校や学校以外の相談窓口について児童生徒や保護者へ周知する等、未然防止・早期発見・早期対応に取り組めます。 <p>いじめ・不登校に対する学校全体での取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」との認識の下に、いじめ問題の未然防止のための取組を推進します。また、いじめアンケート調査等を実施し、積極的ないじめの認知を行い、いじめを認知した際には、早期対応・早期解決に向け、学校全体で取り組めます。 ・不登校の未然防止のために、きめ細かい実態調査を行い、「2日休んだらチームを組んで対応する」取組を推進します。 <p>不登校に悩む保護者への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者相互の情報交換を行うためのセミナーを開催し、不登校に悩む保護者の児童生徒に対する具体的ななかかわり方について理解を深める取組を行います。 <p>教職員の指導力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ不登校指導者研修会等の研修会の充実を図り、教職員の指導力を高めます。また、「居場所づくり」や「魅力ある学校づくり」等の指導体制や環境づくりにも重点的に取り組めます。 	<p>義務教育課 高校教育課 総合教育センター 私学文書課</p>

	<p>スクールカウンセラー等の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー等活用事業・スクールソーシャルワーカー活用事業を推進し、教育相談の充実や関係機関とのネットワークを活用した支援を行う体制の構築を図ります。 <p>小・中学校の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中1ギャップによる不登校問題やいじめの問題に対応するため、小・中学校指導主事研究会において、中学校区単位で情報交換等を行うなど小・中学校の連携を強化します。 <p>いじめ不登校ホットラインの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒や保護者等からの悩みに24時間電話で相談を受けるいじめ不登校ホットラインの充実を図ります。 	
<p>(6) 生徒指導の充実</p>	<p>魅力ある学校・学級づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問題行動の未然防止という視点から、道徳や学級活動の時間を計画的に活用し、人間関係づくりや言語活動の充実、人権尊重・正義感や命の大切さなどを取り上げた教育の充実、体験活動やボランティア活動、地域と連携した取組など規範意識の育成等に重点を置き、問題行動の起こらない魅力ある学校・学級づくりを推進します。 ・教職員間の指導体制や指導指針の共通理解・共通実践を進め、チームによる適切で組織的な支援や早期対応を行います。 <p>小・中・高等学校の教職員の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が系統的・継続的な支援を受けられるよう、中学校区を単位として、小・中学校の教職員が連携して統一的な対応を行います。 ・生徒が、系統的・継続的な指導や支援を受けられるよう、中高生徒指導連絡協議会等を通して、中学校と高等学校の連携を推進します。 <p>スクールカウンセラー等の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー等活用事業や、スクールソーシャルワーカー活用事業等を活用することによって、教育相談活動をさらに充実させます。 <p>学校における指導・相談体制の組織的な整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校における指導・相談体制を組織的に整備し、全教職員の共通理解を図り、適切な生徒理解に努めます。 <p>教職員の指導力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員を対象にした生徒指導に関わる内容についての研修会・講演会等を実施し、教職員の見識を高めるとともに指導力の向上を図ります。 <p>警察との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地域において学校と警察の連携による地区学校・警察補導連絡協議会を開催し、問題行動の未然防止や発生時の迅速な対応に取り組みます。 	<p>義務教育課 高校教育課 総合教育センター 私学文書課</p>

<p>(7) 教育相談の充実</p>	<p>教育相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめや不登校など、児童生徒や保護者の悩みに対応するために、教育相談体制を充実します。 ・教職員が、生徒一人ひとりについて多面的・多角的な生徒理解に努め、生徒相互、教師と生徒間の望ましい人間関係を育成します。 <p>教職員の教育相談力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員を対象にした研修会を実施し、教職員自身の教育相談力を高めます。 	<p>義務教育課 高校教育課 総合教育センター</p>
<p>(8) 人権教育の充実</p>	<p>人権教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の教育活動全般を通じた系統的・組織的な指導計画の下、人権尊重の精神を培い、「いじめ」の根絶を目指すとともに、児童生徒が互いに尊重し合い、その個性と能力を十分に発揮できることを目指す人権教育の充実を図ります。 	<p>義務教育課 高校教育課 社会教育課 総合教育センター</p>
<p>(9) 福祉教育の充実</p>	<p>福祉教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の人材を活用した福祉に関する講話や体験的な学習、乳幼児との触れ合い体験、異校種間連携によるボランティア活動の推進により、他者を思いやる心を育成します。 	<p>義務教育課 高校教育課 総合教育センター</p>
<p>(10) 博学連携の推進</p>	<p>博学連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芸術に関する感性や郷土の歴史や文化への理解を育むため、県内文化施設の利用促進を図り、学校と連携した博学連携を推進します。 	<p>義務教育課 高校教育課 社会教育課 学術文化財課</p>

3 目標となる指標

指標	指標の概要	H24年度の現況値	H30年度の目標値
読書の取組状況	「国語力・読解力育成の取組状況に関するアンケート調査」における児童生徒1人あたりの学校図書館からの貸出冊数（1ヶ月平均）	小中 6.6冊	小中 7.0冊
いじめの状況	「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における公立学校はいじめの解消率	小中 95.4% 高 92.9%	小中 97% 高 95%
不登校の状況	「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における公立学校の不登校児童生徒の再登校率	小中 21.9% 高 41.9%	小中 25% 高 45%

基本方針4

健康で豊かな生活を営むことができる「やまなしスポーツ」を創出します

体

1 施策の方向

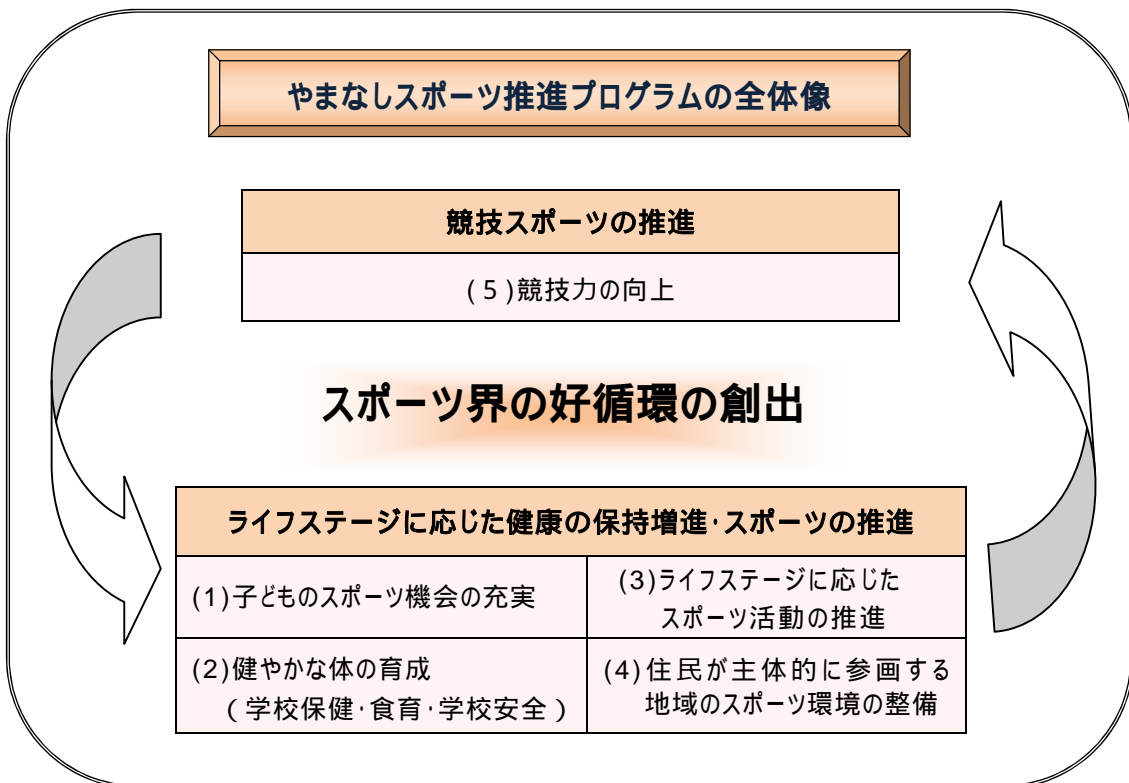
幼児期から青年期までの心と体の成長における重要性に鑑み、子どもが積極的に運動や遊び等を通じて、スポーツに親しむ習慣や意欲を養い、体力の向上を図ります。

子どものスポーツ機会の充実と望ましい生活習慣の確立を目指し、学校や家庭、地域等と連携した取組を促進し、全ての子どもが健康でスポーツを楽しむことができる環境を整備します。

運動やスポーツに対する意識の啓発を図るとともに、関係機関の連携・協働を強めながら、スポーツの実施率向上に向けた取組の充実を図ります。

住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツ指導者・スポーツ施設の充実等を図ります。

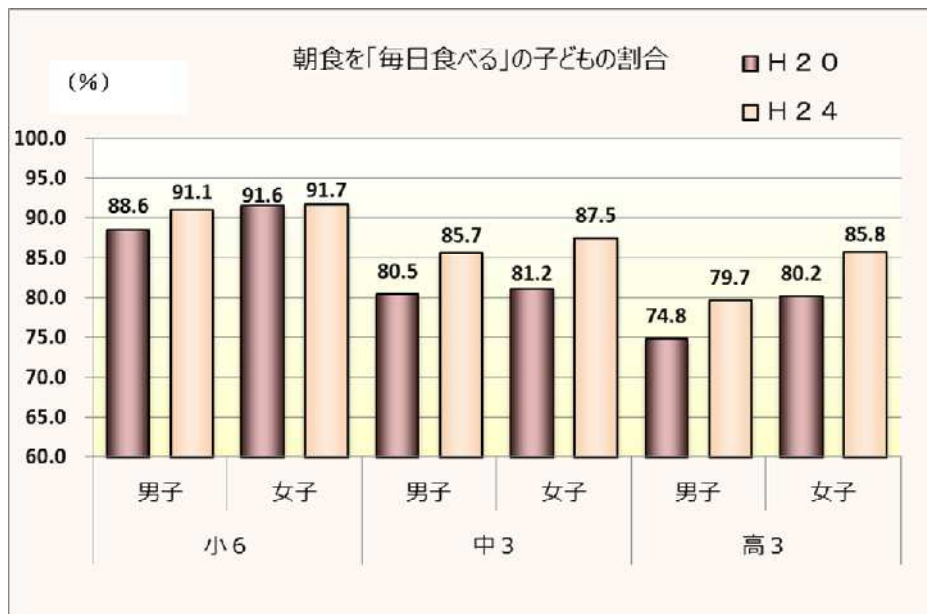
本県競技スポーツの競技力向上を図るため、ジュニア育成からトップレベルに至る体系的な人材養成システムの構築や、スポーツ環境の整備を図ります。



(%)

成人のスポーツ実施率		国 H12	国 H16	国 H21	国 H25
		県 H14	県 H19	県 H23	県 H25
週一回以上	国	37.2	38.5	45.3	47.5
	山梨県	30.9	32.4	38.8	39.1
週三回以上	国	データなし	20	23.5	22.4
	山梨県	10.8	11.6	18.3	17.7
未実施率	国	31.9	34.1	22.2	19.1
	山梨県	28.1	29.2	33.5	40.5

スポーツ健康課調べ



出典：山梨県新体力テスト・健康実態調査(スポーツ健康課)

2 施策の内容

基本方針4 健康で豊かな生活を営むことができる「やまなしスポーツ」を創出します		
施策項目	施策の概要	関係課
(1) 子どものスポーツ 機会の充実	<p>スポーツ機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの心身の健全な発育・発達を目指し、学校や地域等において、スポーツに親しみ、楽しさや意義を実感することのできるスポーツ機会の充実を図ります。 <p>学校体育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校体育の充実や新しい時代にふさわしい指導者を育成し、子どもたちが、様々なスポーツに出会い、しなやかな心を培い、幸福生活を営むことのできるスポーツライフの実現に取り組みます。 <p>南関東四都県による全国高等学校総合体育大会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度に高校生最大のスポーツの祭典である「全国高等学校総合体育大会（インターハイ）」を南関東四都県で開催し、生徒に広くスポーツ実践の機会を与えるとともに、全国各地から訪れる選手達と地元高校生等との交流を通じて友情を育みます。 	<p>スポーツ健康課</p> <p>全国高校総体推進室</p>
(2) 健やかな体の育成	<p>学校保健及び食育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 運動習慣や食事、睡眠といった生活習慣の改善を促進し、心身の健やかな成長と体力の向上を図るため、学校・家庭・地域の連携による、学校保健及び食育を推進します。 <p>スポーツ活動による事故等の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> 安心してスポーツ活動を行うため、関係機関が連携して事故や障害の防止及び軽減を図ります。 	<p>スポーツ健康課</p>
(3) ライフステージ に応じたスポーツ 活動の推進	<p>スポーツに対する意識の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むため、運動やスポーツに対する意識の啓発を図ります。 <p>日常的にスポーツ活動に参画するための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携・協働により、県民の誰もが、各人の自発性の下、各々の興味・関心・適性等に応じて、日常的にスポーツ活動に参画できるよう取り組みます。 	<p>スポーツ健康課</p>
(4) 住民が主体的に 参画する地域の スポーツ環境の 整備	<p>総合型地域スポーツクラブの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 県民が自発的・自主的に参画する地域スポーツの環境を充実するため、総合型地域スポーツクラブの育成を推進します。 <p>指導者の育成、施設や情報の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> スポーツに関わる様々な主体が連携・協働し、指導者の育成、施設や情報の充実等を図ります。 <p>スポーツに対する機運の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> 2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に県民のスポーツに対する機運の醸成を図ります。 <p>スポーツに係る好循環の仕組みの創出</p> <ul style="list-style-type: none"> トップアスリートの技術や経験などを地域スポーツに還元するなど、スポーツに係る好循環の仕組みを創出します。 	<p>スポーツ健康課</p>

<p>(5) 競技力の向上</p>	<p>競技スポーツの推進 ・県民に夢や希望を与え、健康で活力ある生活を営むため、競技スポーツの推進を図ります。</p> <p>選手の育成強化 ・ジュニア育成からトップレベルに至る体系的な人材養成システムの構築やスポーツ環境の整備による選手の育成強化に取り組みます。</p>	<p>スポーツ 健康課</p>
-----------------------	--	---------------------

3 目標となる指標

指標	指標の概要	H24年度の現況値	H30年度の目標値
スポーツの実施状況	「山梨県新体カテスト・健康実態調査」における授業以外でほとんど毎日（週3回以上）、運動やスポーツを実施している小学生（4・5・6年生）の割合	男 59.3% 女 34.1%	男 65% 女 40%
	1年間に一度もスポーツをしない者の割合	40.5%	20%
朝食の摂取状況	「山梨県新体カテスト・健康実態調査」における朝食を毎日食べる子どもの割合 小学6年 中学3年 高校3年（全日制）	男子 女子 91.1% 91.7% 85.7% 87.5% 79.7% 85.8%	男子 女子 95% 95% 90% 90% 85% 88%
競技レベルの状況	国民体育大会における 天皇杯 900点 順位 20位台	751点 41位	900点 20位台

基本方針5

一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の充実に向けて取り組みます

特別支援教育の充実

1 施策の方向

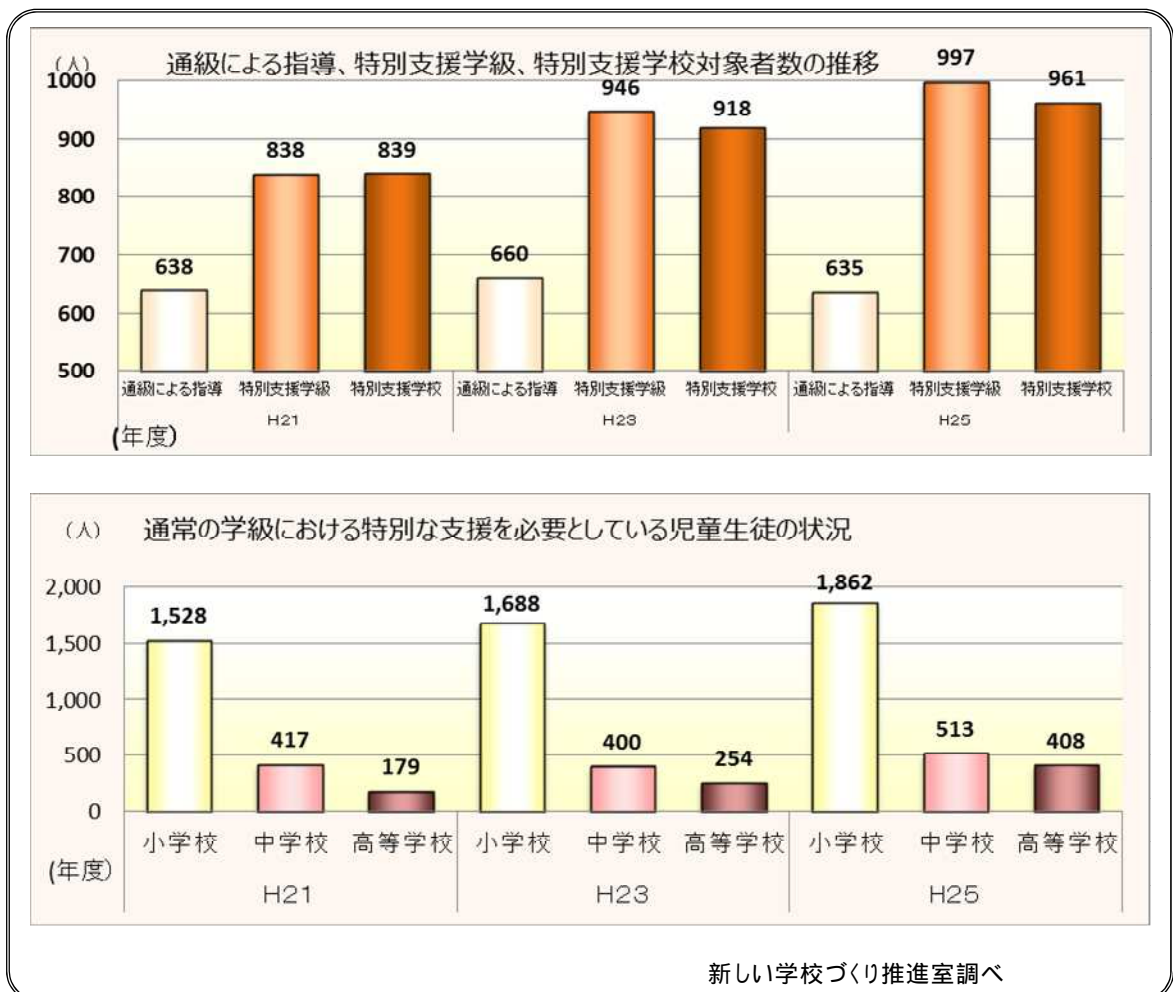
インクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、特別支援学校における教育の充実及び教育環境の整備を図るとともに、幼稚園、小・中学校及び高等学校におけるきめ細かな特別支援教育体制の一層の充実を図ります。

障害のある幼児児童生徒が自立し社会参加をするために、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、発達段階や障害の状況に即した指導及び支援をさらに充実させます。

障害の有無を問わず、全ての幼児児童生徒が経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育むために、交流及び共同学習を推進します。

特別支援教育は、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする幼児児童生徒も対象となることから、全ての学校において教員一人ひとりの専門性の向上を図り、教職員の共通理解の中で推進します。

乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育的支援を行うために、医療、福祉、保健、労働等の関係機関との連携を図ります。



2 施策の内容

基本方針5 一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の充実に向けて取り組みます		
施策項目	施策の概要	関係課
(1) 特別支援学校における支援体制の整備	<p>特別支援学校の教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県の特別支援教育の中核を担う特別支援学校においては、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化が顕著になっており、一人ひとりの子どもの教育的ニーズを的確に把握し、障害による学習上、または生活上の困難を改善・克服するための教育のさらなる充実及び教育環境の整備を図ります。 ・近年増加傾向がみられる軽度の知的障害がある生徒の自立と社会参加をさらに推進するため、高等支援学校を中核とした高等部におけるキャリア教育の充実を図ります。また、就職率の向上を目指し、障害者の技能検定制度を構築するとともに、本県経済団体等との連携を図ります。 <p>特別支援学校のセンター的機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校においては、心理士等の外部専門家を活用するなど、幼稚園、小・中学校及び高等学校に在籍する特別な支援を必要とする子どもたちをサポートするためのセンター的機能を充実させ、本県の特別支援教育体制の強化を図ります。 	義務教育課 高校教育課 新しい学校づくり推進室 総合教育センター
(2) 就学前、小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実	<p>小・中学校、高等学校の特別支援教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別な支援を必要とする全ての幼児児童生徒が、自立し社会参加するために、早期からの相談・支援体制の強化に努めるとともに、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を活用するなど、校内における特別支援教育の充実を図ります。 ・小・中学校においては、特別支援学級と通級指導教室の計画的な設置を図ります。 	義務教育課 高校教育課 新しい学校づくり推進室 総合教育センター
(3) 交流及び共同学習の推進	<p>異校種間交流及び共同学習の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の施策である共生社会の形成に向け、全ての幼児児童生徒が経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育むため、幼稚園、小・中学校、高等学校及び特別支援学校における交流及び共同学習を推進します。 	義務教育課 高校教育課 新しい学校づくり推進室 総合教育センター
(4) 教員の専門性の向上	<p>専門性の高い教員の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての学校において、特別支援教育に関する資質の向上を図るため、研修等を充実させるとともに、心理士等の外部専門家を活用することにより、専門性の高い教員の育成を図ります。 	義務教育課 高校教育課 新しい学校づくり推進室 総合教育センター
(5) 関係機関との連携による特別支援教育の総合的な推進	<p>関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての生徒が、高等部（高等学校）卒業後も発達段階や障害の状態に応じて、主体的に自己の力を最大限発揮できるよう、関係機関との連携を図ります。 ・医療、福祉、保健、労働等の幅広い関係機関との連携体制を構築し、特別支援教育を総合的に推進します。 	義務教育課 高校教育課 新しい学校づくり推進室 総合教育センター

3 目標となる指標

指標	指標の概要	H24年度の 現況値	H30年度の 目標値
自立と社会参加の状況	県立特別支援学校高等部の新卒生徒の就職率	22%	40%
「個別の教育支援計画」の作成状況	一人ひとりの児童生徒の教育的ニーズに応じ、関係機関が連携して適切な指導を行うための「個別の教育支援計画」を作成している学校の割合	小 78% 中 78% 高 6%	小 90% 中 90% 高 30%
特別支援教育関係研修の受講率	小・中・高等学校の全教員について、特別支援教育に関連した研修会及び講習会を受けた割合	小 72% 中 58% 高 46%	小 90% 中 90% 高 90%

基本方針6 子どもたちが安全に安心して学ぶことができる教育環境づくりに取り組みます

教育環境づくり

1 施策の方向

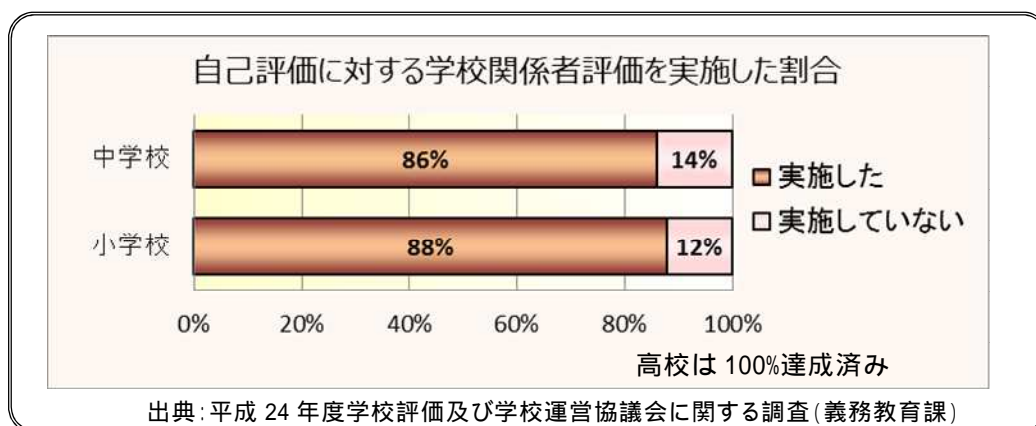
少人数学級の推進をはじめ、習熟度別指導、補習等の学習支援策を講じ、学力向上やいじめ問題への対応を工夫し、教職員等のきめ細かな指導体制の充実を図ります。

学校評価を推進し、その結果に基づく学校運営の改善を図るとともに、保護者や地域住民の代表者等で構成される学校評議員制度の活用等により、学校の教育活動の一層の充実を図ります。

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であることから、社会情勢を踏まえた学校施設を整備します。

学校は、災害発生時には地域住民の避難場所ともなることから、学校施設の総合的な耐震化等を含む防災機能の強化を図ります。

経済的な理由で就学が困難な児童生徒に対して、引き続き就学の奨励を行います。



2 施策の内容

基本方針6 子どもたちが安全に安心して学ぶことができる教育環境づくりに取り組みます		
施策項目	施策の概要	関係課
(1) 教職員等の指導体制の充実 (少人数教育の充実、魅力ある授業の展開)	きめ細かな指導の支援 ・児童生徒へのきめ細かな指導の充実を図るため、はぐくみプランによる少人数学級編制を小・中学校の全学年において実施するとともに、習熟度別指導や補習等の学習支援策など、様々な教育課題に対応した教職員の配置を行います。 魅力ある授業に向けた取組 ・魅力ある授業の展開に向けて授業改善を進め、その成果を地域に普及する研究指定校事業を実施します。 ・魅力ある授業の展開のために、教員へ必要に応じた適切な指導や助言を行うと同時に、学力調査の実施や結果分析、その成果と課題を踏まえた研修の実施、教材の開発等を充実させます。	義務教育課 高校教育課 総務課 総合教育センター

<p>(2) 学校運営システムの充実</p>	<p>学校評価制度の充実と教職員評価制度の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 校長のリーダーシップの下、教職員評価制度の活用を図りながら、各校が学校目標実現のための重点目標を明確にするとともに、自ら設定した目標等の達成状況について、自校及び学校関係者が点検や評価を行う学校評価制度の充実を図ります。 学校評価制度による評価結果を保護者や学校評議員等へ広く公表するとともに、その評価結果を基に、次年度の教育活動や学校運営の目標設定等を行い、組織的・継続的な学校運営の改善を図ります。 学校評議員制度を活用し、保護者や地域社会の意見を生かしながら、学校評価を踏まえた教育活動の工夫・改善を図ります。 学校評価の結果をホームページ、学校だより等を利用し公開します。 <p>管理職研修会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理職研修会を充実し、マネジメント能力やリーダーシップの向上を図り、特色ある学校づくりや学校運営の改善を進めます。 <p>コミュニティ・スクールへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者や地域住民の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」により、子どもが抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みづくりや、質の高い学校教育の実現を図ります。そのために、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を支援します。 	<p>義務教育課 高校教育課 総合教育センター</p>
<p>(3) 学校施設の充実</p>	<p>安全で快適な教育環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校施設の改築や改修を計画的に進めるとともに、バリアフリー化をはじめ、太陽光発電設備や冷房設備の設置を行い、安全で快適な教育環境の整備を図ります。 	<p>学校施設課</p>
<p>(4) 安全・安心な教育環境の確保 (施設の耐震化、通学路の安全)</p>	<p>防災機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校施設の総合的な耐震化を進めるなど、防災機能の強化を図ります。 <p>学校設備等の点検による安全の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 県立学校の防犯対策や建物の定期点検、消防設備等の保守点検を行い、安全の確保を図ります。 <p>地域社会における学校安全への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもたちが安心して学校生活が送れるように、地域ボランティアを活用するなど地域社会で学校安全に取り組みます。 	<p>学校施設課 スポーツ健康課 私学文書課</p>
<p>(5) 就学の奨励</p>	<p>就学の奨励</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育所・幼稚園から中学校までに在籍する交通遺児に対する奨学金の給付、県内中・高等学校に在籍する交通遺児への入学及び就職支援金の給付を実施します。 一定収入額未満世帯の生徒への支援として、高等学校の授業料に充てる就学支援金を給付するとともに、奨学のための給付金の支給や学び直しへの支援、家計急変への支援を行います。 高等学校等在学生に対し、育英奨学金を貸与し就学を支援します。 定時制・通信制課程に在学する勤労青少年に対し、修学奨励金の貸与を行います。 奨学金制度の周知に努めます。 私立高等学校に通学する低所得者世帯の生徒に対する授業料減免への補助を行います。 	<p>義務教育課 高校教育課 私学文書課</p>

3 目標となる指標

指標	指標の概要	H24年度の 現況値	H30年度の 目標値
学校評価及び公表の 状況	教育活動に係る自己評価に対する学校関係 者評価を実施・公表している学校の割合 (高校は100%達成済)	小 88% 中 86%	小 95% 中 95%

基本方針7

すべての子どもたちが生き生きと学ぶことができる質の高い魅力ある学校づくりの実現を目指します

質の高い教育

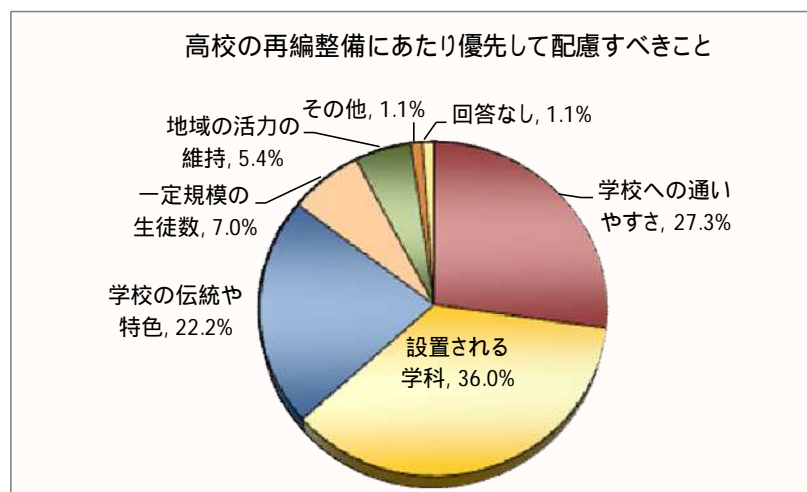
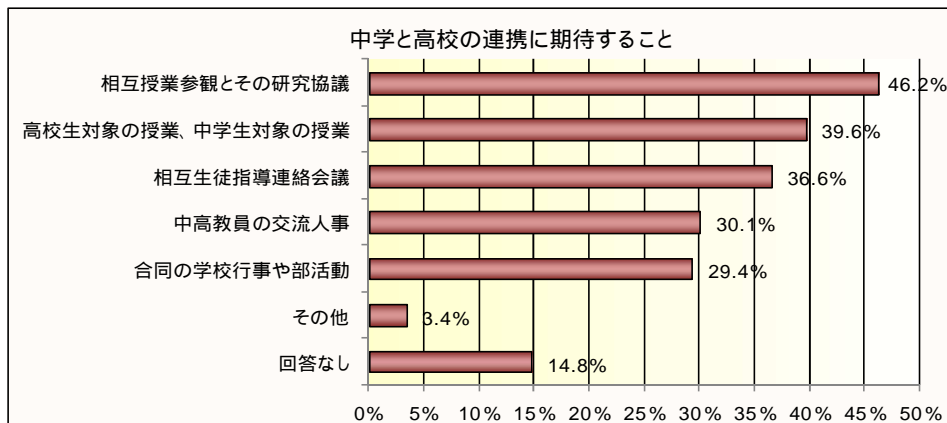
1 施策の方向

質の高い学習を実現するために必要な、教員の資質能力を総合的に向上させ、教職生活全体を通じて学び続ける教員を、継続的に支援するための仕組みを構築します。

生徒の多様化、時代のニーズ、生徒の減少等を踏まえ、魅力と活力ある高校づくりを推進します。

地域の知の拠点である大学等において、それぞれの特長を生かした質の高い高等教育・人材育成が推進されるよう、大学等と県・地域の連携活動を推進します。

私立学校が、建学の精神に基づき、健全な経営の下で特色ある教育活動が促進されるよう、私学助成その他の総合的支援を行います。



出典：平成24年度高校改革アンケート(新しい学校づくり推進室)

これからの教員に求められる資質能力

- (1) 教職に対する責任感、探究力、教職生活全体を通じて自主的に学び続ける力
- (2) 専門職としての高度な知識・技能
 - 教科や教職に関する高度な専門的知識
 - 新たな学びを展開できる実践的指導力
 - 教科指導、生徒指導、学級経営等を的確に実践できる力
- (3) 総合的な人間力
 - 豊かな人間性や社会性
 - コミュニケーション力
 - 同僚とチームで対応する力
 - 地域や社会の多様な組織等と連携・協働できる力

「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について(答申)」より
(平成24年8月28日 中央教育審議会)

2 施策の内容

基本方針7 すべての子どもたちが生き生きと学ぶことができる質の高い魅力ある学校づくりの実現を目指します		
施策項目	施策の概要	関係課
(1) 優れた人材の確保と教職員の適正配置	優れた人材の確保 ・学校現場の魅力を目からアピールするとともに、大学等での説明会の開催、県内大学との連携を通じて、優れた教職員を確保していきます。 教職員の適正配置 ・教育条件に地域間格差が生じないように、人事交流等を有効に活用し、リーダーとなる教員の配置や年齢構成の平準化を行うなど、教職員の適正な配置を進めます。	義務教育課 高校教育課
(2) 免許更新制の円滑な実施	教員免許更新についての周知徹底 ・教員免許の更新が円滑に行われ、授業に支障が生じないよう、県ホームページや通知等を通じ、各学校をはじめとした関係機関への周知徹底に努めます。 免許状更新講習の充実 ・免許状更新講習の適切な講座の数が十分に確保されるよう、県内大学に働きかけます。	義務教育課 高校教育課 私学文書課

<p>(3) 教員の資質能力・実践的指導力の向上</p>	<p>教職員評価制度の充実 ・教職員評価制度を充実し、評価を通じた意識改革、能力開発等を進め、教職員の資質向上を図ります。</p> <p>教職員全員による相互授業参観の充実 ・相互授業参観、参加型授業研修、授業診断シートの活用等を通し、授業改善に向けて研鑽を積むことで、授業力の向上に努めます。 ・県立学校においては、各学校での教職員全員による相互授業参観をさらに充実させ、授業力の向上を図ります。</p> <p>教員研修センターの研修及び県内企業への研修の推進 ・教員の資質や能力、専門的実践力向上のために、独立行政法人教員研修センターの研修及び県内企業への研修を積極的に進めます。</p> <p>外部講師による教職員の指導力・技術力向上 ・工業科指導主事の学科別教科訪問時に、山梨大学教授が同行して、大学の視点から指導・改善の方法や最新の技術等について指導助言を行い、教職員の指導力・技術力向上を図ります。 ・生徒指導に関わる内容について外部講師を招聘し講演会等を実施し、教職員の見識を高めるとともに指導力の向上を図ります。</p> <p>初任研・十年研の充実 ・新任教員に対して所属校における研修の充実を図り、実践的な指導力や使命感を養います。 ・教職十年経験者を対象に、個々の能力、適性等に応じた研修を実施し、教科指導、生徒指導等、指導力の向上や得意分野づくりを図ります。</p> <p>総合教育センターにおける各種研修会の充実 ・教職員の資質能力、実践的指導力を高めるため、総合教育センターで行われている各種研修会の内容のさらなる充実を図ります。 ・総合教育センターで行われている研修について、教育研究部会、図書館、博物館、文学館及び地域の各機関と連携を取り、その内容の充実を図ります。 ・総合教育センターがこれまでに蓄積した本県の教育研究の成果（研究紀要等）や各学校や各種教育研究団体の研究成果を電子データベース化し、蓄積、活用します。</p> <p>公立と私立高等学校教員の相互授業参観の推進 ・公立高等学校と私立高等学校の教員が、授業を参観し合い研究協議を共にすることにより、各自の授業力の向上を図るとともに、お互いの教育観の理解を深め、地域教育への協力意識の向上を図ります。</p> <p>指導が不適切な教員の人事管理システムの公正かつ適切な運用 ・指導が不適切な教員の認定及び指導改善研修修了時における指導改善の程度の認定に当たっては、専門家等の意見を聴き、人事管理システムの公正かつ適正な運用を進めます。 ・指導に課題のある教員に対して、早期に適切な指導や助言を行えるよう、きめ細かな支援体制の整備を進めます。</p>	<p>義務教育課 高校教育課 総合教育センター 私学文書課</p>
---	--	---

<p>(4) 異校種間交流・ 連携の促進</p>	<p>小・中・高等学校の教員の連携推進 ・小・中・高等学校の系統的な学習指導を進めるために、小・中・高等学校の教員が連携し、教科や領域の研究を進めます。</p> <p>中高一貫教育の導入の検討 ・中高一貫教育の導入を検討し、地域に根ざした人材の育成と魅力ある中等教育の創造を目指します。</p> <p>高等学校・大学間の相互の連携 ・高等学校・大学間の相互の理解を深め、授業内容を双方で検討し、教育課程に連続性を持たせるとともに、一貫性のある教育を推進します。</p>	<p>義務教育課 高校教育課 新しい学校 づくり推進室</p>
<p>(5) 魅力と活力ある 高等学校づくり の推進</p>	<p>魅力と活力ある高校づくりの推進 ・「県立高等学校整備基本構想」に基づき、学科の改編、高校の再編整備や定員策定等の検討を行い、魅力と活力ある高校づくりを推進します。</p> <p>公立高等学校入学者選抜制度の検証・改善 ・全県一学区制の下、前期募集と後期募集からなる入学者選抜制度について、中高の連携の中で持続的に検証を行い、改善を検討します。</p>	<p>新しい学校 づくり推進室</p>
<p>(6) 大学等の高等 教育の振興</p>	<p>高大連携の推進 ・大学の最新の研究や高度な技術に触れることを通じ、生徒一人ひとりの能力の伸長に努めるとともに、学習意欲の向上を図ります。</p> <p>県と県内大学等との連携の強化 ・県と県内大学等との連携を強化し、効果的な連携事業を通じて、地域で活躍する人材育成や地域活力の向上を図ります。</p> <p>大学間の連携の推進 ・大学コンソーシアムの活動を支援し、大学間の連携を推進することで大学等の特色ある発展を図ります。</p> <p>山梨県立大学の振興 ・山梨県立大学が自主的・自律的な法人運営の下、地域のニーズや時代の変化に柔軟・的確に対応し、個性豊かな魅力ある大学となるような振興を図ります。</p>	<p>高校教育課 企画課 私学文書課</p>
<p>(7) 私立学校の振興</p>	<p>私立学校の総合的支援 ・私立学校が、建学の精神に基づき、健全な経営の下で、特色ある教育活動が促進されるよう、私学助成その他の総合的支援を行います。</p> <p>私立高等学校の授業料減免に対する支援 ・私立高等学校に通学する低所得世帯の生徒の保護者の負担を軽減するため、授業料を減免した学校法人に対し補助を行います。</p>	<p>私学文書課</p>

3 目標となる指標

指標	指標の概要	H24年度の 現況値	H30年度の 目標値
専門教員の研修参加者数	(独)教員研修センター主催の研修及び県内 企業研修に参加した専門学科の教員数 (延べ数)	252名	270名
異校種間交流の状況	教員や生徒による小中学生への授業等を実施 している高校の割合	75%	90%

基本方針8 家庭・地域・学校が連携した教育の実現に取り組みます

家庭・地域・学校の連携

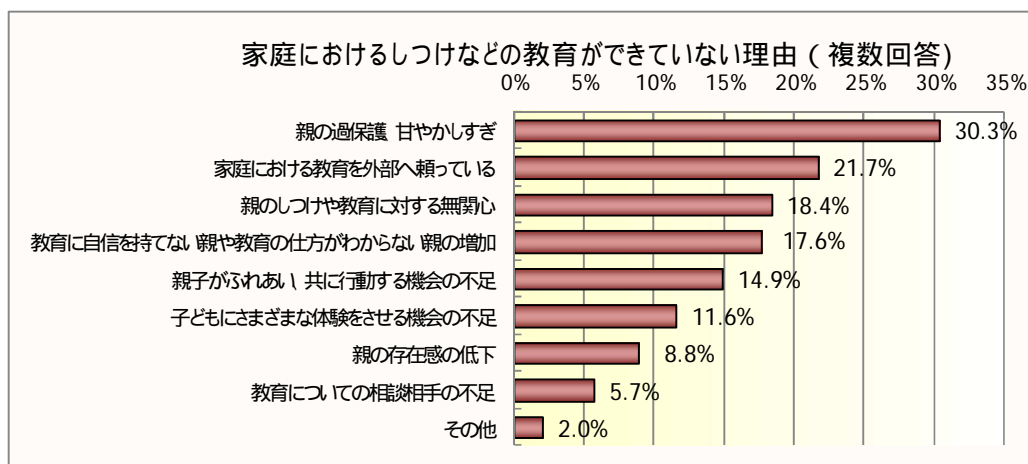
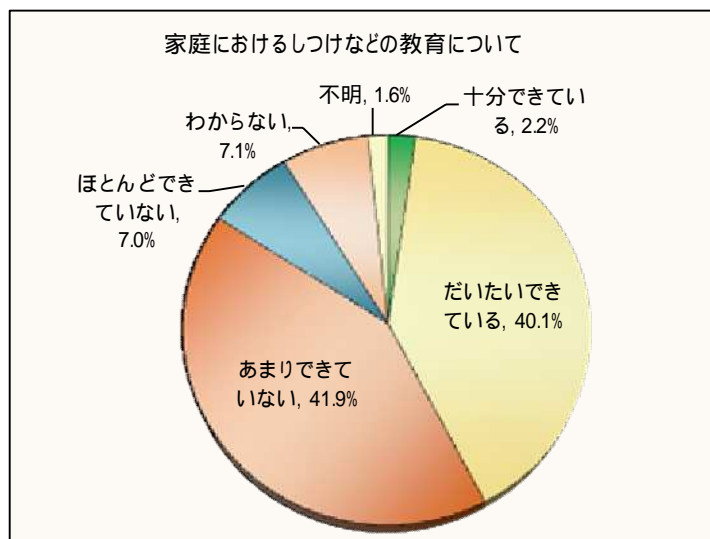
1 施策の方向

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の充実を図るとともに、質の高い幼児教育・保育を提供するための条件を整備します。

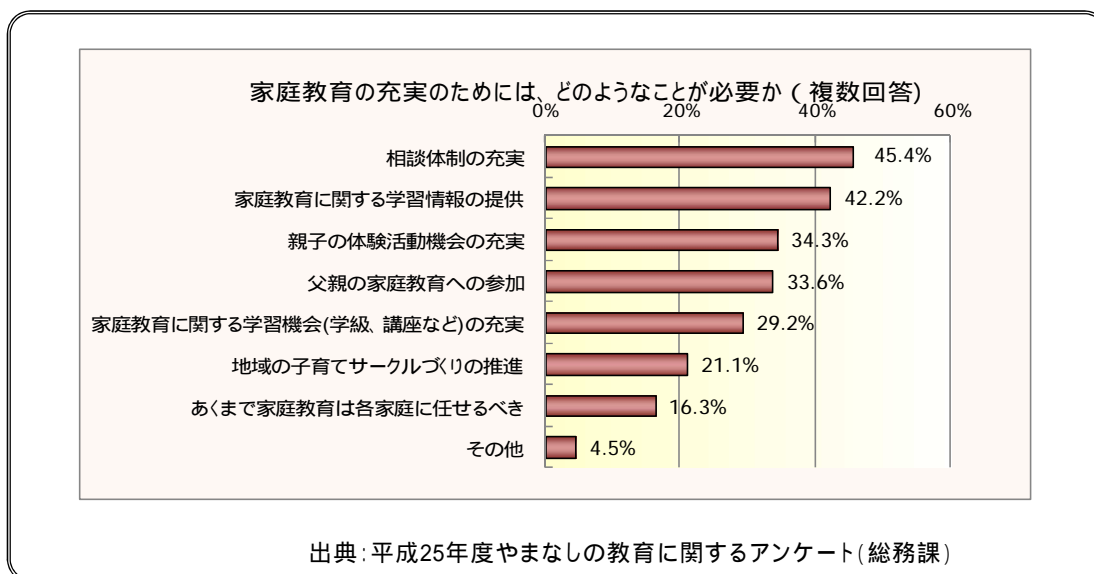
地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、親子の育ちを応援する学習機会を充実するとともに、家庭教育支援の充実を図ります。

地域における様々な学習活動を、地域の多様な主体と積極的に連携し、地域住民も一体となって協働して取組を進めていくための環境を整備します。

放課後や週末の地域における子どもたちの学習・体験活動などを支援するため、市町村等と連携した取組を推進します。



出典：平成25年度やまなしの教育に関するアンケート(総務課)



2 施策の内容

基本方針8 家庭・地域・学校が連携した教育の実現に取り組みます		
施策項目	施策の概要	関係課
(1) 幼児教育の充実	<p>きめ細かい指導の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 園における生活の全体を通じ、人間形成の基礎を培う心情、意欲、態度などを育むために幼児一人ひとりの特性に応じたきめ細かい指導の充実を図ります。 保護者や地域、専門機関との連携を図って、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たし、幼稚園教育の充実を図ります。 <p>幼児教育と小学校教育との円滑な接続に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもたちの発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園・保育所、認定こども園と小学校との連携を進め、カリキュラムの検討、子どもたち同士の交流活動の実施等、幼児教育と小学校教育との円滑な接続に向けた取組を推進します。 	義務教育課 私学文書課
(2) 家庭教育支援の充実	<p>家庭教育支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭教育推進番組や各種メディアを利用して家庭教育や相談体制に関わる情報提供を行います。 相談体制の質の向上に努め、各相談機関の連絡会議等を通じた連携を深めます。 子育て相談総合窓口である「かるがも」において、家庭教育や子どもの発達などに関する悩みや不安に対し、必要な助言を行います。 父親の家庭教育への意識をさらに高めるために、父親を対象とした講座等を開催します。 地域での家庭教育支援の中心となる、子育て支援リーダー等のスキルアップを進めます。 家庭教育の基本となる家族のコミュニケーションを豊かにするため、「家読」運動を推進します。 	社会教育課

<p>(3) 地域の教育力の向上</p>	<p>地域活動や体験活動への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動への子どもの参加や地域における体験活動などの支援を、市町村と地域住民が一体となって取り組みます。 ・地域住民の積極的な活用を図った放課後子ども教室や、学校応援団育成に向けた取組を推進します。 <p>青少年の健全な育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「青少年保護育成のための環境浄化に関する条例」の適切な施行を通して、青少年の健全育成に、総合的に取り組みます。 ・地域、家庭、企業等が連携した県民総参加による青少年健全育成を推進するため、主導的役割を担う青少年育成山梨県民会議の活動を支援し、県民運動の活性化を図ります。 	<p>社会教育課</p>
<p>(4) 社会教育の環境整備</p>	<p>指導者の養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育関係職員、社会教育関係団体関係者等を対象にした研修を実施し、優れた資質と専門的知識を有し、社会教育の推進に中核的な役割を果たす指導者を養成します。 <p>社会教育の振興のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育委員の会議を開催し、教育委員会の諮問事項について、社会教育委員の意見を基に提言書を作成し、本県社会教育の振興を図ります。 <p>社会教育関係団体の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育振興フォーラム、体験交流事業等に対する様々な支援を行い、社会教育関係団体の活性化を図ることで、人づくり・絆づくり・地域づくりを通じた地域社会の教育力を向上させます。 	<p>社会教育課</p>
<p>(5) 青少年体験活動の充実</p>	<p>青少年リーダーの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活では経験できない交流や体験活動を通して、次代を担う地域の若者の資質や能力の育成に努め、リーダーの育成を図ります。 ・若者が地域の人々とともに地域の活性化に向けた取組を行う中で、将来の地域リーダーの育成を図ります。 <p>指導者の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年教育団体をはじめ、関係機関との情報交換を含めた連携強化に努め、交流や体験活動の内容の充実や指導者の質の向上を図ります。 <p>青少年教育施設におけるプログラムの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年の豊かな体験活動を推進するため、青少年教育施設のプログラムの充実と施設間の連携強化に取り組みます。 	<p>社会教育課</p>
<p>(6) 子どもの読書活動支援</p>	<p>読書を進めていくための指導者の人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの読書についての大人の関心を高めるとともに、子どもの読書を進めていくための高度な知識や技術を持った指導者の人材を育成し、その活用を図ります。 <p>「家読」運動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メディアの活用及びパンフレットや報告書の作成を通じ、発達段階に応じた読書プログラムや生涯学習につながる読書活動を紹介するとともに、おすすめの本を紹介し、「家読」運動を推進します。 	<p>社会教育課 義務教育課 高校教育課</p>

	<p>図書館による読書活動機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館では、子どもたちの個性に合わせた図書を充実させ、全ての子どもたちに読書活動の機会を提供します。 ・子どもの読書に関するレファレンスサービスの充実や読書相談を行うとともに、図書館を子どもの調べ学習の活動と発表の拠点とし、子どもたちの読書に関する情報を発信していきます。 <p>山梨県子ども読書支援センターによる支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立図書館に設置した山梨県子ども読書支援センターを中心に、学校図書館や公立図書館、読書ボランティアなどとの連携、協力体制の整備を行うとともに、図書館のホームページの充実を図り、地域への啓発や情報提供を行います。 ・山梨県子ども読書支援センターでは、子どもたちの学校における読書活動推進のため、調べ学習や朝の読書等に役立つ資料をテーマ毎にセットにして貸出し、学校を支援します。 	
--	--	--

3 目標となる指標

指標	指標の概要	H24年度の現況値	H30年度の目標値
保幼小の連携状況	保育所や幼稚園等との子ども同士の交流活動と教職員の交流を行った小学校の割合	89.6%	95%
子育て支援者の養成状況	子育て支援リーダー・ステップアップ講座等の修了者数	149人	350人

基本方針9

生涯にわたり学び続けることができる環境づくりの実現に取り組みます

生涯学習環境づくり

1 施策の方向

生涯学習の意義について理解を深め、積極的に学習活動に取り組むことができるよう、多様な学習機会の提供に努め、推進体制の充実を図ります。

県民の誰もが自主的・主体的に生涯学習に取り組めるよう、各種の生涯学習施設の充実のほか、関係団体との連携、学習内容・資料の充実を図ります。

生涯学習に取り組む者の活躍できる場を広げるなど、学習成果の活用を支援し、地域社会の活性化につなげていきます。

2 施策の内容

基本方針9 生涯にわたり学び続けることができる環境づくりの実現に取り組みます		
施策項目	施策の概要	関係課
(1) 多様な学習機会の提供及び生涯学習推進体制の充実	<p>生涯学習推進体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県生涯学習推進本部の運営を強化し、庁内の連携調整を図り、生涯学習施策の体系的・部局横断的な取組を進めます。 ・生涯学習審議会やキャンパスネットやまなし企画運営委員会等の外部組織を活用し、生涯学習の総合的な推進を図ります。 <p>県立図書館の機能充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的活動の拠点となる県立図書館とするため、魅力あるイベントなどを実施し、人と人を結びつけ、交流を促すことにより賑わいを創出します。 ・市町村立図書館、学校図書館などの相互連携や協力体制を支援する中で、県内の司書等の育成、専門的な資料等の整備、ネットワークを活用した情報の提供や資料の貸出などを積極的に行い、ハブ機能の強化を図ります。 <p>県立科学館の機能充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年をはじめとする県民の科学に対する関心と理解を深める科学館とするため、最新の科学技術情報や山梨の特性を生かした展示を行います。 	生涯学習文化課 社会教育課
(2) 生涯学習環境の充実	<p>生涯学習環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民の学習活動を支援するため、多様な学習ニーズにあった学習情報や人材等についての情報提供の充実を図ります。 ・生涯学習の基盤施設として、県民の調査研究及び地域の文化・経済の発展に役立つ資料の整備・充実を図ります。 ・県民の活動や自主学習を支えるため、情報機器等を整備し、情報獲得環境の充実を図ります。 ・県民の生涯学習活動の場を提供するため、多彩で魅力あるイベントや講座等を実施します。 	生涯学習文化課 社会教育課

	<p>図書館資料の相互利用による読書環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内公共図書館間の資料の効率的な搬送体制を確立し、県民の読書環境の充実を図ります。 <p>高齢者の学習ニーズに応える環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「山梨ことぶき勸学院」により、高齢者の学習ニーズに応えるとともに、高齢期の豊かな人生の実現を図り、自立や協働の学びを通して、地域の活性化に寄与する人材を養成する場を提供していきます。 	
(3) 学習成果の活用 支援	<p>学習成果の活用支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習推進センター事業において、学校や家庭・地域社会などで培われた様々な学習成果を実践につなげていける「市民自主企画講座」などの機会を設け、地域における指導者を育成・支援します。 	生涯学習 文化課

3 目標となる指標

指標	指標の概要	H24年度の 現況値	H30年度の 目標値
多様な学習機会の提供	生涯学習推進センターの利用者数	15,997人	17,000人
生涯学習環境の充実	山梨県図書館情報ネットワークデータ件数	4,747,264件	5,223,000件

基本方針 10

県民一人ひとりが豊かな人生を送るための文化芸術の振興を進めます

文化芸術の振興

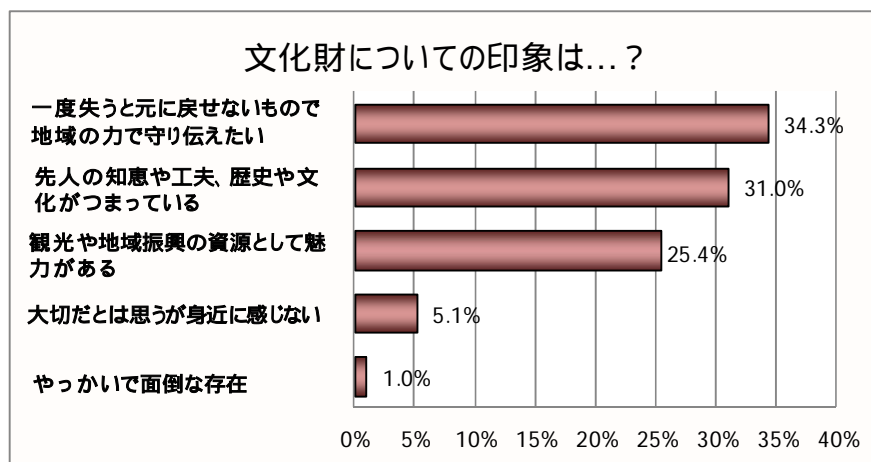
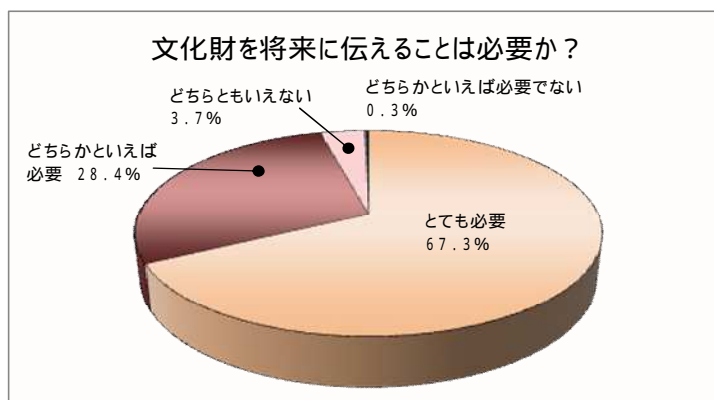
1 施策の方向

魅力ある文化を創造し、県民が心豊かな生きがいのある生活を送るために、県内文化施設等において、文化芸術に触れ合い親しむ機会の充実を図ります。

若者をはじめ広く県民に対して文化芸術活動への参加を促進し、裾野拡大を図るとともに、芸術水準の一層の向上を目指します。

文化財は特色ある地域文化の形成に大きな役割を果たすものであり、未来を生きる子どもたちのために、文化財の適切な保存と次世代への継承を推進します。

児童生徒が芸術に対する感性を磨き、郷土の歴史・文化に対する理解を育むために、県内文化施設等における教育普及活動を充実させます。



出典：平成 24 年度文化財に関するアンケート調査(学術文化財課)

<参考資料>
文化財の指定状況

分類			国指定	うち国宝	県指定	国、県計	市町村
有形文化財	建造物	建造物	51	(2)	63	114	237
	美術工芸品	絵画	12	(2)	47	59	623
		彫刻	25		58	83	
		工芸品	8	(1)	60	68	
		書跡、典籍	5		56	61	
		考古資料	6		40	46	
		歴史資料	1		15	16	
計		108	(5)	339	447	860	
無形文化財	無形文化財	演劇、音楽、工芸技術等	0		0	0	4
民俗文化財	無形民俗文化財	衣食住、生業、信仰、年中行事の風俗習慣、民俗芸能	3		17	20	95
	有形民俗文化財	無形民俗文化財に用いられる衣服、器具、家具など	1		12	13	83
	計		4		29	33	178
分類			国指定	うち特別天然記念物	県指定	国、県計	市町村
記念物	史跡	貝塚、古墳、都城跡等	14		28	42	189
	名勝	庭園、橋梁、溪谷等	6	(2)	5	11	18
	天然記念物	動物、植物、地質鉱物	34	(3)	107	141	362
	計		54	(5)	140	194	569
総計			166	(10)	508	674	1,611

重要文化的景観	-
重要伝統的建造物群保存地区	1
選定保存技術	-
登録文化財	70
有形文化財(建造物) 69件	
民俗文化財 1件	

平成26年1月31日現在(市町村指定件数は平成25年5月1日現在)

市町村の種別は個々の市町村の実状に合わせたもので、必ずしも国、県の分類とは整合しません。

登録文化財は告示のあったものです。

2 施策の内容

基本方針 10 県民一人ひとりが豊かな人生を送るための文化芸術の振興を進めます		
施策項目	施策の概要	関係課
(1) 文化芸術に親しむ機会の充実	<p>文化芸術に親しむ機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民の要望に応じた文化芸術普及事業の充実を図るため、県内文化施設等において、絵画や文学・歴史等に関する多種多様な展覧会、講演会及び体験型講座等を開催します。 ・地域の人々が文化ボランティアとして展示解説や運営に参加しやすい環境づくりを行い、県民が身近で親しみを感じる文化施設等を目指します。 ・県民に優れた舞台芸術鑑賞機会を提供し、本県文化芸術水準の一層の向上を目指します。 <p>学校の児童生徒が文化芸術に親しむための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各教科の授業や部活動において、地域の優れた芸術家や文化活動の指導者、文化財保護に携わる人々等と教員が協力して指導する取組を進めます。 ・県高等学校芸術文化祭への参加増員を図り一層の文化活動の活性化を進めます。 	学術文化財課 生涯学習文化課 義務教育課 高校教育課

<p>(2) 文化芸術活動への支援</p>	<p>県民文化祭の開催 ・国民文化祭の成果を継承し、様々な芸術文化の交流を通じて県民の文化活動への参加を促進し、個性あふれる文化を創造するため、「県民文化祭」を開催します。</p> <p>芸術文化活動を行う個人や団体の育成 ・本県芸術文化の振興と文化芸術水準の向上のため、芸術文化活動を行う個人や団体の交流を促進し、活動の拡大や次世代の育成を図ります。</p>	<p>生涯学習文化課</p>
<p>(3) 文化財の保存と継承</p>	<p>文化財の適切な保存と継承のための取組 ・文化財の保存状態についての調査を実施し、文化財の適切な保存と継承のための取組を行います。 ・文化財の保存に係る緊急性や必要性を適切に判断し、所有者等が行う文化財の保存修理に対し補助を行います。 ・県文化財保護審議会等と連携し、学術的価値を有し、文化財として保護すべき指定候補物件の把握に努めるとともに、新規指定に取り組みます。 ・県庁舎別館の文化財としての保存活用を図りながら、本県発展の礎を築いた先人の功績を広く伝えていくため、展示施設「山梨近代人物館」を整備します。 ・県埋蔵文化財センター、県立考古博物館、県立博物館等の機能の充実に努め、市町村等の関係機関と連携し、文化財の適切な収蔵、保存、公開、普及啓発、調査研究を行います。 ・甲斐風土記の丘における史跡整備を進め、甲府盆地南部の新たな魅力となる歴史公園としての機能を拡充します。 ・富士山の世界文化遺産登録を受けて、構成する資産の文化財について、「保存管理計画」等に基づき、適切な保存管理を図ります。 ・観光・まちづくり等に文化財を幅広く活用し「おもてなしのやまなし」に貢献します。</p>	<p>学術文化財課</p>
<p>(4) 博学連携の推進 〔基本方針3-(10)の再掲〕</p>	<p>博学連携の推進 ・芸術に関する感性や郷土の歴史や文化への理解を育むため、県内文化施設の利用促進を図り、学校と連携した博学連携を推進します。</p>	<p>義務教育課 高校教育課 社会教育課 学術文化財課</p>

3 目標となる指標

指標	指標の概要	H24年度の現況値	H30年度の目標値
県民文化祭への参加状況	県民の文化芸術活動の発表及びその鑑賞の場である県民文化祭への参加者数	241,796人	245,000人
高校芸術文化祭への参加状況	文化部の活動を充実させるために行われている高校芸術文化祭への参加人数(延べ数)	23,000人	24,000人
国・県指定文化財の新規指定件数	平成26年度以降、新たに指定となった県内の国・県指定文化財の件数	-	25件

第7章 進捗状況の点検及び見直し

1 進捗状況の点検及び計画の見直し

本計画の推進に当たっては、多様化する県民ニーズや社会・経済情勢の変化に対応し、実効性のあるものとするため、進捗状況の点検及び見直しが必要となります。

点検に当たっては、目標となる指標の達成状況を把握しながら、計画に沿って施策が実施されているか、自ら点検・評価を行い、その結果を毎年公表するとともに、結果に応じた取組の見直しを行います。

また、本計画は今後5年間に取り組むべき施策の基本方針を示すものであることから、特段の事由がある場合を除き、策定から5年後を目途に見直し、新たな計画を策定するものとします。

2 目標となる指標一覧

基本方針1 世界に通じ、社会を生き抜く力を育成します

番号	指標	指標の概要	H24年度の現況値	H30年度の目標値
1 2	キャリア教育年間指導計画の作成状況	キャリア教育に関する年間指導計画を作成している学校の割合	小 63% 中 49%	小 100% 中 100%
3	キャリア教育推進支援事業における体験活動の状況	各体験プログラムの「生徒評価シート」において「有意義であった」と回答した生徒の割合	-	高 90%
4	技能検定等の取得者数	工業系高校2・3年生の技能検定等の資格取得者延べ人数の割合	高 53.9%	高 65%
5 6	郷土学習の推進状況	郷土学習実施状況調査における郷土学習教材を活用して郷土学習を実施している学校の割合	小 96% 中 87%	小 100% 中 100%
7	伝統・文化に関する教材の活用状況	「山梨に生きる」活用状況アンケートにおける教材「山梨に生きる」を活用している高校の割合	高 72.2%	高 80%
8 9 10	情報教育・ICT活用指導力の状況	「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」における児童生徒のICT活用を指導する能力を持つ教員の割合	小 65.0% 中 62.1% 高 63.1%	小 70% 中 70% 高 75%
11		「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」における情報モラルなどを指導する能力を持つ教員の割合	小 76.6%	小 80%
12			中 72.7%	中 80%
13			高 68.6%	高 80%

基本方針2 確かな学力と自立する力を育成します

番号	指標	指標の概要	H24年度の現況値	H30年度の目標値
14	国語、算数・数学への興味・関心の状況	全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙における「国語と算数・数学の勉強は好きだ」という質問に対して「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」と答えている児童生徒の割合	(H25) 59.4%	65%
15	言語活動の充実に関わる研修会の受講者アンケート	言語活動の充実に関わる教員の研修会のアンケートにおける満足度(有用感)の割合	93.9%	96%
16	図書館の授業利用時間数	「山梨県高等学校教育研究会学校図書館部会」で毎年出している「学校図書館白書」の「図書館利用統計」のうち、図書館の授業利用時間数	県立高校 30校の平均 100時間	県立高校 29校の平均 120時間
17	「科学の甲子園」山梨大会参加生徒の状況	参加生徒のアンケートにおいて、「科学への興味関心が高まり、今後の学習意欲が向上した」と回答した生徒の割合	高 92.1%	高 95%

基本方針3 豊かな心と自己実現を図る力を育成します

番号	指標	指標の概要	H24年度の現況値	H30年度の目標値
18	読書の取組状況	「国語力・読解力育成の取組状況に関するアンケート調査」における児童生徒1人当たりの学校図書館からの貸出冊数(1ヶ月平均)	小中 6.6冊	小中 7.0冊
19 20	いじめの状況	「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における公立学校のいじめの解消率	小中 95.4% 高 92.9%	小中 97% 高 95%
21 22	不登校の状況	「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における公立学校の不登校児童生徒の再登校率	小中 21.9% 高 41.9%	小中 25% 高 45%

基本方針4 健康で豊かな生活を営むことができる「やまなしスポーツ」を創出します

番号	指標	指標の概要	H24年度の現況値	H30年度の目標値
23 24 25	スポーツの実施状況	「山梨県新体力テスト・健康実態調査」における授業以外でほとんど毎日（週3回以上）、運動やスポーツを実施している小学生(4・5・6年生)の割合 1年間に一度もスポーツをしない者の割合	男 59.3% 女 34.1%	男 65% 女 40%
26・27 28・29 30・31	朝食の摂取状況	「山梨県新体力テスト・健康実態調査」における朝食を毎日食べる子どもの割合 小学6年 中学3年 高校3年（全日制）	男子 女子 91.1% 91.7% 85.7% 87.5% 79.7% 85.8%	男子 女子 95% 95% 90% 90% 85% 88%
32 33	競技レベルの状況	国民体育大会における 天皇杯 900点 順位 20位台	751点 41位	900点 20位台

基本方針5 一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の充実に向けて取り組みます

番号	指標	指標の概要	H24年度の現況値	H30年度の目標値
34	自立と社会参加の状況	県立特別支援学校高等部の新卒生徒の就職率	22%	40%
35 36 37	「個別の教育支援計画」の作成状況	一人ひとりの児童生徒の教育的ニーズに応じ、関係機関が連携して適切な指導を行うための「個別の教育支援計画」を作成している学校の割合	小 78% 中 78% 高 6%	小 90% 中 90% 高 30%
38 39 40	特別支援教育関係研修の受講率	小・中・高等学校の全教員について、特別支援教育に関連した研修会及び講習会を受けた割合	小 72% 中 58% 高 46%	小 90% 中 90% 高 90%

基本方針6 子どもたちが安全に安心して学ぶことができる教育環境づくりに取り組みます

番号	指標	指標の概要	H24年度の現況値	H30年度の目標値
41 42	学校評価及び公表の状況	教育活動に係る自己評価に対する学校関係者評価を実施・公表している学校の割合 (高校は100%達成済)	小 88% 中 86%	小 95% 中 95%

基本方針7 すべての子どもが生き生きと学ぶことができる質の高い魅力ある学校づくりの実現を目指します

番号	指標	指標の概要	H24年度の現況値	H30年度の目標値
43	専門教員の研修参加者数	(独)教員研修センター主催の研修及び県内企業研修に参加した専門学科の教員数(延べ数)	252名	270名
44	異校種間交流の状況	教員や生徒による小中学生への授業等を実施している高校の割合	75%	90%

基本方針8 家庭・地域・学校が連携した教育の実現に取り組みます

番号	指標	指標の概要	H24年度の現況値	H30年度の目標値
45	保幼小の連携状況	保育所や幼稚園等との子ども同士の交流活動と教職員の交流を行った小学校の割合	89.6%	95%
46	子育て支援者の養成状況	子育て支援リーダー・ステップアップ講座等の修了者数	149人	350人

基本方針9 生涯にわたり学び続けることができる環境づくりの実現に取り組みます

番号	指標	指標の概要	H24年度の現況値	H30年度の目標値
47	多様な学習機会の提供	生涯学習推進センターの利用者数	15,997人	17,000人
48	生涯学習環境の充実	山梨県図書館情報ネットワークデータ件数	4,747,264件	5,223,000件

基本方針10 県民一人ひとりが豊かな人生を送るための文化芸術の振興を進めます

番号	指標	指標の概要	H24年度の現況値	H30年度の目標値
49	県民文化祭への参加状況	県民の文化芸術活動の発表及びその鑑賞の場である県民文化祭への参加者数	241,796人	245,000人
50	高校芸術文化祭への参加状況	文化部の活動を充実させるために行われている高校芸術文化祭への参加人数(延べ数)	23,000人	24,000人
51	国・県指定文化財の新規指定件数	平成26年度以降、新たに指定となった県内の国・県指定文化財の件数	-	25件

資料集

1 諮問・答申

教 総 第 7 6 9 号
平成 2 5 年 5 月 2 9 日

新やまなしの教育振興プラン（仮称）策定委員会
会 長 廣 瀬 孝 嘉 殿

山 梨 県 教 育 委 員 会
教 育 委 員 長 高 野 孫 左 工 門

教育振興基本計画策定の基本となるべき事項について（諮問）

教育基本法第 1 7 条第 2 項に基づき、国の教育振興基本計画を参酌して策定する「新やまなしの教育振興プラン（仮称）」の基本となるべき事項について、貴委員会の意見を求めます。

平成 2 5 年 1 1 月 1 9 日

山 梨 県 教 育 委 員 会
教 育 委 員 長 高 野 孫 左 工 門 殿

新やまなしの教育振興プラン（仮称）策定委員会
会 長 廣 瀬 孝 嘉

教育振興基本計画策定の基本となるべき事項について（答申）

本委員会は、平成 2 5 年 5 月 2 9 日付けで諮問のあった標記事項について慎重に審議を重ねた結果、ここに別添のとおり意見を取りまとめたので、答申します。

2 策定委員会の審議経過

回数	開催日	審議内容
第1回	平成25年5月29日	諮問の趣旨及び計画策定にあたっての基本的な考え方について 計画の位置付け及び現状と課題について 今後のスケジュールと審議手順について
第2回	平成25年7月3日	アンケート調査の最終報告書について 本県が抱える課題について 現計画が抱える課題について
第3回	平成25年8月8日	教育を取り巻く社会の状況について 本県教育の現状と課題について 本県教育が目指すべき方向について
第4回	平成25年10月11日	中間とりまとめ(案)について
第5回	平成25年11月11日	答申(案)について これからの教員に求められる資質能力について()

これからの教員に求められる資質能力

(平成25年11月11日 新やまなしの教育振興プラン第5回策定委員会 委員意見抜粋)

(1)社会や地域の変化に対応できる力を持ち、常に自らを見つめ直していく

- ・自分たちがやってきたことややっていること、日常の行動や考え方を常に振り返り、反省するという姿勢や観点が必要である。
- ・学校が学校だけで成り立っていくような時代ではなく、学校は社会と一体となって発展していかねばならない。
- ・自己を確立しながら信頼に応え、社会に役立つとともに、信頼を裏切らずに子どもたちを導いていくことができる力を身に付ける必要がある。
- ・教職の仕事だけではなく、民間の企業研修や地域行事に参加するなど、外の世界を知ることで世間の空気を読みながら様々な課題に対応していくことが必要である。

(2)異なるものを受け入れ児童生徒の特性を見だし伸ばしていく

- ・教員は、子どもたちの多様な個性や特性を受け入れ、尊重し、生かして、よりよいところを伸ばしていくことが必要である。
- ・子どもは精神的に多感な時期にあり、それをどう受け止めるかが課題である。子どものいろいろな行為や言動に対して共感し、失敗も許してあげられるような温かな心、心の幅の広さを持ってほしい。
- ・子どもというものは、教えて育つというわけではなく、子ども自身が自ら育っていくものである。教員の仕事は、その「育っていく存在」である人間を支え、励ましていくことである。
- ・一人一人の子どものよさを見極めながら、視線を子どもの位置に落として寄り添い、知的好奇心をくすぐってくれるような、やる気を起こさせるような教員であってほしい。

(3)教職に対する責任感、探究力を持ち、生涯にわたり学び続けていく

- ・社会が変化し、地域や家庭との関係も教員に求められるものも時代に伴って変わってきている。常にいろいろなことに興味を持って学ばなければ、生徒も学ばない。根気よく種まきをするためにも、教員は生涯にわたり学び続けていくことが必要である。
- ・グローバル社会の中であって、自分の国に誇りや自信を持てるよう、自国の歴史や文化について深く知る必要がある。
- ・子どものためにしっかりと叱ってくれる、それが本来のありがたい先生の理想である。
- ・小さな子どもたちにきちんと人生観を伝える、そういうことに自信をもってやっていただきたい。

(4)教員と児童生徒、また教員同士で互いに学び合い、育て合っていく

- ・学校には「教える文化」と「学ぶ文化」、この両方がしっかり備わっていることが必要である。そして、教員はお互いに育て合うという視点を持つことが大事であり、それぞれの世代での役割をしっかりと果たしながら、育て合う土壌を作っていくことが大切である。
- ・「教える」ということは「教えられる側から教え方を学ぶ」ということである。
- ・教育は一人でするものではなく、チームでするものである。それぞれが自分の持ち味を發揮しながら、相互に補完し合って、チームとしてどんな学校づくりができるかが大事である。

3 策定委員会委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	所属・役職	備考
和泉 法夫	グローバル・テクノロジー・ネットワーク株式会社 代表取締役社長	
上原 伊三男	株式会社 印傳屋 上原勇七 専務取締役	
岡部 和子	山梨県体育協会 理事	
奥田 正直	山梨県高等学校長協会 会長	
小田切 幸樹	山梨県高等学校PTA連合会 副会長	
加藤 修央	株式会社 加藤電器製作所 取締役副社長	
三枝 博	山梨県社会教育委員連絡協議会 会長	
齊藤 至	山梨県公立小中学校長会 会長	
坂本 ちづ子	山梨県社会福祉協議会 監事	
高野 美智子	国際女性教育振興会山梨県支部 支部長	
鶴田 一香	山梨県文化協会連合会 会長	
萩原 智子	山梨県PTA協議会 副会長	
早川 公仁	山梨県市町村教育委員会連合会 会長	
廣瀬 孝嘉	元山梨県教育長(山梨学院 法人本部事務局長)	会長
星合 深妃	NPO法人 Happy Space ゆうゆうゆう 理事長	
堀井 啓幸	山梨県立大学 教授	副会長
前川 瑞穂	日本銀行甲府支店 支店長	
山田 紀彦	山梨県私学教育振興会 理事長	

氏名、所属・役職は答申時のもの

新やまなしの教育振興プラン

平成26年2月 山梨県教育委員会

〒400-8501

山梨県甲府市丸の内1-6-1

山梨県教育庁総務課

電話 055-223-1741

山梨県教育委員会ホームページ

<http://www.pref.yamanashi.jp/kyouiku/top.html>

